

令和七年三月三日（月曜日）午前十時零分 開議

議事日程第五号

令和七年三月三日（月曜日）午前十時開議

- | | | |
|------|--------|---|
| 第一 | 議第三十四号 | 令和七年度山形県一般会計予算 |
| 第二 | 議第三十五号 | 令和七年度山形県公債管理特別会計予算 |
| 第三 | 議第三十六号 | 令和七年度山形県市町村振興資金特別会計予算 |
| 第四 | 議第三十七号 | 令和七年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 |
| 第五 | 議第三十八号 | 令和七年度山形県国民健康保険特別会計予算 |
| 第六 | 議第三十九号 | 令和七年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算 |
| 第七 | 議第四十号 | 令和七年度山形県土地取得事業特別会計予算 |
| 第八 | 議第四十一号 | 令和七年度山形県農業改良資金特別会計予算 |
| 第九 | 議第四十二号 | 令和七年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算 |
| 第十 | 議第四十三号 | 令和七年度山形県林業改善資金特別会計予算 |
| 第十一 | 議第四十四号 | 令和七年度山形県港湾整備事業特別会計予算 |
| 第十二 | 議第四十五号 | 令和七年度山形県流域下水道事業会計予算 |
| 第十三 | 議第四十六号 | 令和七年度山形県電気事業会計予算 |
| 第十四 | 議第四十七号 | 令和七年度山形県工業用水道事業会計予算 |
| 第十五 | 議第四十八号 | 令和七年度山形県公営企業資産運用事業会計予算 |
| 第十六 | 議第四十九号 | 令和七年度山形県水道用水供給事業会計予算 |
| 第十七 | 議第五十号 | 令和七年度山形県病院事業会計予算 |
| 第十八 | 議第五十一号 | 職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第十九 | 議第五十二号 | 県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十 | 議第五十三号 | 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十一 | 議第五十四号 | 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第二十二 | 議第五十五号 | 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十三 | 議第五十六号 | 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十四 | 議第五十七号 | 山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十五 | 議第五十八号 | 山形県石油コンビナート等防災本部条例を廃止する条例の設定について |
| 第二十六 | 議第五十九号 | 山形県技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十七 | 議第六十号 | 山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十八 | 議第六十一号 | 山形県子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十九 | 議第六十二号 | 子育てするなら山形県推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十 | 議第六十三号 | 山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について |
| 第三十一 | 議第六十四号 | 山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十二 | 議第六十五号 | 山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十三 | 議第六十六号 | 山形県立点字図書館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十四 | 議第六十七号 | 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第三十五 | 議第六十八号 | 山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十六 | 議第六十九号 | 山形県海浜公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十七 | 議第七十号 | 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十八 | 議第七十一号 | 山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十九 | 議第七十二号 | 山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第四十 | 議第七十三号 | 刑法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について |
| 第四十一 | 議第七十四号 | 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業契約の一部変更について |

- 第四十二 議第七十五号 一般国道百十二号山形中山道路工事用地の処分について
第四十三 議第七十六号 包括外部監査契約の締結について
第四十四 議第七十七号 山形海区漁業調整委員会委員の任命について
第四十五 県政一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程第五号に同じ。

出席議員（四十二名）

一	番	石	川	渉	議員
二	番	佐	藤	寿	議員
三	番	齋	藤	俊一郎	議員
四	番	橋	本	彩子	議員
五	番	松	井	愛	議員
六	番	石	川	正志	議員
七	番	阿	部	恭平	議員
八	番	鈴	木	学	議員
九	番	伊	藤	香織	議員
十	番	石	塚	慶	議員
十一	番	関		徹	議員
十二	番	江	口	暢子	議員
十三	番	阿	部	ひとみ	議員
十四	番	梅	津	庸成	議員
十五	番	高	橋	弓嗣	議員
十六	番	佐	藤	文一	議員
十七	番	相	田	日出夫	議員
十八	番	佐	藤	正胤	議員
十九	番	遠	藤	寛明	議員
二十	番	相	田	光昭	議員
二十一	番	遠	藤	和典	議員
二十二	番	菊	池	文昭	議員
二十三	番	今	野	美奈子	議員
二十四	番	高	橋	淳	議員
二十五	番	青	木	彰榮	議員
二十六	番	梶	原	宗明	議員
二十七	番	五十嵐	智	洋	議員
二十八	番	能	登	淳一	議員
二十九	番	柴	田	正人	議員
三十	番	渋	間	佳寿美	議員
三十一	番	矢	吹	栄修	議員
三十二	番	小	松	伸也	議員
三十三	番	吉	村	和武	議員
三十四	番	高	橋	啓介	議員
三十五	番	木	村	忠三	議員
三十六	番	加	賀	正和	議員
三十七	番	森	谷	仙一郎	議員
三十八	番	榎	津	博士	議員
四十	番	伊	藤	重成	議員
四十一	番	船	山	現人	議員
四十二	番	田	澤	伸一	議員

四十三番 森 田 廣 議員
欠 席 議 員（一名）
三十九番 奥 山 誠 治 議員

説明のため出席した者

知事	吉 村 美栄子 君
副知事	平 山 雅 之 君
企業管理者	松 澤 勝 志 君
病院事業管理者	阿 彦 忠 之 君
総務部長	岡 本 泰 輔 君
みらい企画創造部長	小 中 章 雄 君
防災くらし安心部長	中 川 崇 君
環境エネルギー部長	高 橋 徹 君
しあわせ子育て応援部長	西 澤 恵 子 君
健康福祉部長	柴 田 優 君
産業労働部長	岡 崎 正 彦 君
観光文化スポーツ部長	大 泉 定 幸 君
農林水産部長	星 里香子 君
県土整備部長	小 林 寛 君
会計管理者	山 田 敦 子 君
財政課長	大 村 敏 弘 君
教育長	高 橋 広 樹 君
公安委員会委員長	北 村 正 敏 君
警察本部長	水 庭 誠一郎 君
代表監査委員	松 田 義 彦 君
人事委員会委員長	安孫子 俊 彦 君
人事委員会事務局長	荒 木 泰 子 君
労働委員会事務局長	鈴 木 和 枝 君

午前 十時 零分 開 議

○議長（森田 廣議員） これより本日の会議を開きます。

日程第一議第三十四号議案から日程第四十四議第七十七号議案まで及び日程第四十五県政一般に関する質問

○議長（森田 廣議員） 直ちに日程に入ります。

日程第一議第三十四号令和七年度山形県一般会計予算から、日程第四十四議第七十七号山形海区漁業調整委員会委員の任命についてまでの四十四案件を一括議題に供し、これら案件に対する質疑と、日程第四十五県政一般に関する質問を併せ行います。

質疑及び質問の通告がありますので、通告順により発言を許可いたします。

十七番相田日出夫議員。

○十七番（相田日出夫議員） おはようございます。自由民主党の相田日出夫です。本定例会の一般質問で質問する機会を与えていただきました先輩・同僚議員に感謝を申し上げ、早速質問に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業について、令和五年九月の一般質問、令和六年九月の予算特別委員会に続いて、今回三回目の質問となります。

これまでの対応として、ゼロ歳から二歳児までの保育料について、国基準の所得階層八区分のうち、実施してきた第三及び第四階層世帯への負担軽減に加え、このたび提案のあった令和七年度当初予算案において、保育料無償化に

向けた段階的負担軽減事業の拡充案が示されました。

知事は、昨年九月の予算特別委員会での「課題となっている第五階層との段差を緩やかにするような支援の拡充について検討してまいりたいと考えております」との答弁に対して、新たに第五階層まで全て支援することで、予算額も九億八千九百万円と前年度当初予算額五億六千三百万円から四億二千六百万円増となります。

現在の第三及び第四階層世帯への支援については、令和三年度から事業を開始しており、やまがた子育て応援プランの終期になる令和六年度までの制度であるとされておりました。

そもそも本事業については、恒久的に実施していくべきものであると考えているところですが、今回の拡充案については、具体的に実施時期が明記されておりませんし、知事が四期目の公約として、「子育てするなら山形県」の実現施策として、「幸せな子育て環境の整備」で「子育て費用を段階的に完全無償化」、対象は出産費用、保育料、高校授業料などとしていましたが、五期目の公約である「チャレンジ五・〇」では、「『こどもまんなか山形』の推進」として「子育てに要する経済的負担の軽減」、対象は出産費用、保育料、高校授業料などへと変更されています。

知事は、保育料の無償化については、地域間の差が生じないように、全国一律の制度で実施すべきであると、令和六年六月に「令和七年度政府の施策等に対する提案」や北海道東北地方知事会・全国知事会の子ども・子育て政策推進本部や男女共同参画PTなどにおいて、政府に働きかけを行っていることと承知しております。

ただし、国の動きがなければ、引き続き、県と市町村が負担して独自事業として取り組むことになると思いますが、そうした場合、相応の予算措置が必要となります。

知事は、さきの選挙で五期目の当選を果たされました。全国知事会において五期以上の知事は、岩手県知事、宮城県知事、鳥取県知事、そして六期目の栃木県知事の五名です。今後、知事会において、これまで以上に発言力を高め、リーダーシップを発揮することが期待されます。

全国一律制度の実施に向け、今後、政府にどのように働きかけていくのか、また、今回拡充した保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業をいつまで実施する予定なのかについてお伺いいたします。あわせて、四期目で実施した子育て費用の段階的完全無償化における保育料無償化の実施効果と経済的負担の軽減は完全無償化と同じ意味合いなのか、知事のお考えをお伺いします。

次に、山形県職員育成基本方針に基づく人材育成の取組について質問します。

山形県では、人材育成の指針となる山形県職員育成基本方針に基づき様々な人材育成施策に取り組んでおりますが、令和四年四月に新しい山形県職員育成基本方針に改定されました。

一般的に改定が必要とされる背景には、社会情勢の変化、職員の意識の変化、県の課題解決に向けた取組、国の動向などが考えられます。

今回の改定では、職員の意識変化が課題として捉えられ、以下の点が課題として挙げられています。一、現場感覚の不足、二、安易な前例踏襲、困難な業務や課題からの逃避、三、忍耐力、環境変化への適応力、組織へのエンゲージメント・貢献意欲・帰属意識の低下、四、部下、後輩職員の育成に対する意識の希薄化。また、職員育成を取り巻く現状の変化として、以下の点が挙げられています。一、デジタル化の推進、二、ハラスメント防止、三、働き方改革の推進、四、災害対応、五、ダイバーシティの推進。

これらの課題に対応するため、新たな職員像として、「現場感覚、現場対応力」「チャレンジ精神、スピード感、即応力」「リーダーシップ、マネジメント力」が掲げられ、職員に必要な三つの基本的な姿勢、「現場主義」「県民視点」「対話重視」を反映するための取組内容として、項目ごとに重点項目が設定されました。

知事は、令和五年二月定例会で、新年度の県政運営に当たり、「令和五年度県政運営の基本的考え方」に掲げた四つの視点に基づき施策を展開していくと発言されました。その一つとして、「未来の『やまがた』をつくる人材育成・確保を推進！」が挙げられています。

知事は、明日の山形県をつくる基盤は「人」とあり、様々な分野でのリスクリテラシーを強化するなど、人的資本への投資に力を入れ、県のさらなる発展の基盤を築いていくと述べています。特に、人口減少対策として、若者・女性の県内定着・回帰の促進が重要であるとし、魅力的な仕事の創出や女性が働きやすい社会環境の整備などを強化していくとしています。あわせて、県外・国外の多様な人材との交流を促進し、関係人口の拡大・深化、ひいては移住・定住の増加へとつなげていくと発言されております。

県職員の人材育成においては、令和五年度予算で職員研修事業費として四千九百四十九万四千円、うち人的資本投資推進として二千五十五万七千円が予算化されました。主な事業内容としては、以下のものが挙げられます。一、総合支庁職員の現場視察・研修参加等への支援・八百万円、二、職員の語学研修等への支援・一千七十八万二千円、三、管理職・高齢期職員を対象とした研修の充実等・百七十七万五千円、令和六年度以降も同規模の予算が計上されているところです。

山形県が職員育成を重要な課題と捉え、社会の変化に対応できる人材育成を目指していることは大変重要なことで

す。職員育成は、毎年度作成する研修基本方針に基づき、計画的に実施されていると思いますが、令和六年度研修基本方針では、必要な能力・姿勢の向上を図る各種研修を実施するため、新規事業の追加や現場における対応力を養う企業活動の現場を体験する民間体験実習を充実することも明記されています。

人材育成の取組を具体的に実施する中で、目指す職員像への変化をどのように認識されているのか、また、研修基本方針の策定に当たり、実施状況の把握や課題等をどのように把握され、方針に生かしていくのかを総務部長にお伺いします。

次に、J-クレジット制度の活用について質問します。

温室効果ガスの削減に向けては、本県においては二〇三〇年度までに二〇一三年度比五〇%削減、政府においては四六%削減を目標として脱炭素化の取組を進めております。また、二月十八日に閣議決定された政府の新たな地球温暖化対策計画では、二〇三五年度、二〇四〇年度において温室効果ガスをそれぞれ六〇%、七三%削減することを目指すとされました。

今後は、より一層の温室効果ガスの削減活動を加速していく必要があると考えますが、その中で注目したいのがJ-クレジット制度の活用です。J-クレジット制度については、省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度であります。

県においても、県民が家庭や事業所に設置した太陽光発電設備や木質バイオマス燃焼機器による二酸化炭素の排出削減量をクレジットとして企業に売却しております。J-クレジット制度に率先して取り組んでいると伺っておりますが、まだまだ県内ではJ-クレジット制度の仕組やメリットが十分に周知されていないため、取組が広がっていない状況です。関係者からは、取組が広がらない原因として、申請手続や書類作成の負担が大きいこと、J-クレジット制度に関する専門的知識を持つ人材が不足していることが課題であるとの声が聞かれます。

一方、令和五年二月に示された政府のGX実現に向けた基本方針においては、成長志向型カーボンプライシング構想の実行が明記されており、令和五年十月には東京証券取引所においてカーボンクレジット市場が開設され、クレジットの価格も徐々に上昇していると伺っています。

このように、カーボンクレジットに係る環境が改善してきた現在においては、それらの課題を解消しつつ、J-クレジット制度を活用することで、クレジット販売による収益を地域経済の活性化や環境保全活動に有効活用することができないのでしょうか。また、この制度を活用し、県民が主体的に地域全体で地球温暖化対策に取り組む意識を高めることもできると思います。

今後のJ-クレジット制度の活用について、県、市町村、事業者、関係団体との連携強化やJ-クレジット制度の普及拡大、売却益を活用した学校等での環境教育の取組等について、環境エネルギー部長にお伺いいたします。

次に、元気な高齢者の地域での活動への支援について質問します。

日本の高齢化は急速に進んでおり、二〇二五年には六十五歳以上の人口が総人口の三〇%を超えると予測されています。一方で、健康寿命は延伸傾向にあり、六十代、七十代でも元気な高齢者が増加しています。これらの高齢者の能力を地域社会に生かすことが今後の日本社会の活性化に不可欠であることは皆さん御承知のことと思います。

県は、山形県老人クラブ連合会「きららクラブ山形」に対して支援を行っており、令和七年度補助金として、一、老人クラブ活動推進員設置事業費補助、二、地域支え合い事業費補助、三、会員加入促進や組織活性化などの事業を拡大し補助する方向であるとのことでした。

老人クラブの現状課題として、会員数の減少や単位老人クラブの解散に歯止めをかけることが喫緊の課題とされ、会員加入促進・組織活性化への取組支援として、令和七年度は会員増強をテーマとした意見交換会や会員加入に向けた仲間づくりキャンペーン事業を継続実施するとのことですが、会員数の増加にどこまで寄与するか不透明です。

県内の各自治体では九月の敬老の日に敬老会を実施していますが、昨今では敬老会に参加しない高齢者が増える傾向にあり、敬老会を実施しない自治体も出てきています。理由として、高齢者の価値観の多様化により、「高齢者」や「老人」という言葉への抵抗感、ライフスタイルの変化、画一的な内容への不満、世代間のギャップなどが挙げられます。また、「老人クラブ」という名称が新規加入の阻害要因になっている可能性も考えられます。

これからは、高齢者が地域において、やりがいや生きがいをもち、社会参加することが期待されています。地域を基盤とする老人クラブの活動活性化に向け、元気な高齢者の地域での活動支援に力を入れるべきではないでしょうか。県として老人クラブへの支援の方向性をどのように考えているのか、健康福祉部長にお伺いいたします。

次に、やまがた観光情報センター機能強化後の状況について質問します。

昨年四月一日にやまがた観光情報センターがリニューアルオープンしてから十一か月が経過しました。今回のリニューアルのポイントとしては、一点目は、県産酒及び県産ワインの試飲機を設置し、有料で飲み比べを提供することで、商品の購入や現地訪問へとつなげること、二点目は、蔵をイメージした照明や内装を施し、県産材を一部使用することで明るく立ち寄りやすい雰囲気を作成し、インバウンドを含めた来訪者や通行者の興味を引くこと、三点目は、

余裕スペースを広く確保し、土日などに各市町村と協力した物産展や山形西口周辺の多彩なイベントと連携した催しを開催できるようにすることとありました。

私は、昨年、やまがた観光情報センターの機能強化について質問し、利用促進に向けた提案も行いました。その際、これらの機能強化により、特に県外からの観光客やビジネス客の立ち寄りを促進し、県内各観光地への誘導を図るとともに、県産酒をはじめとする県産品のPRを通じて消費拡大にもつなげていきたい、また、これらの目的を実現するため、観光情報センターの認知度向上が重要であり、駅構内の観光案内所や鉄道・バスなど公共交通事業者と連携し、県内をはじめ多くの利用者への周知を図るとの答弁がありました。

そこで、試飲コーナーの利用状況をお聞きしたところ、四月はリニューアルオープンの影響もあり二千三十三人と好調なスタートを切ったところですが、多い月で一千九百人台、少ない月だと一千二百人、月平均で見ると一千五百人を超える利用があるとのことでした。

観光情報センターはきれいに改装され、魅力的な空間へと生まれ変わりました。しかし、ＪＲ山形駅や西口の公共施設からのアクセス方法が十分に周知されていないため、その魅力を最大限に生かし切れていない現状が見受けられます。

現状では、ＪＲとの連携によるポスター掲示があるものの、駅構内や西口からの具体的な誘導案内が不足しており、まだまだ改善の余地があるように思います。

また、本施設は指定管理による運営であり、管理運営業務仕様書の基本方針には、「センターの設置目的に沿って、本県の観光振興のための観光情報の収集、管理、発信を適切に行うとともに、県産品等の魅力の体感やにぎわい創出を行うこと。」と明記されており、運営方針では、「本県の観光情報の発信及び提供を通じ、本県の観光振興に努めること。」「利用者のニーズを常に把握し、運営に反映するよう努めること。」と具体的に示されています。

さらに、リニューアルの目的の一つである物産展やイベントの開催について、交流の拠点としての機能を高めるとともに、駅周辺のさらなるにぎわいを創出していくとしています。

しかしながら、観光情報センターの営業時間は十時から十八時までの八時間営業であり、試飲専用のコイン販売は十七時三十分までとなっています。さきの答弁では、「特に県外からの観光客やビジネス客に立ち寄っていただき、県内各観光地への誘導を図るとともに、県産酒をはじめとする県産品のPRを通して消費拡大にも結びつけてまいりたいと考えております」と述べています。しかし、現状の営業時間では、県内外を問わずビジネス客が利用しやすい環境とは言えません。営業時間の見直しを含め、ビジネス客にとって利用しやすい環境整備を検討する必要があるのではないのでしょうか。

例えば、週末や駅周辺で開催するイベント時には臨時的に開館時間を延長すれば、観光客やビジネス客が宿泊先にチェックインする前や仕事帰りに立ち寄りやすくなり、さらに観光情報センターや試飲コーナーの利用者が増え、県内各地への送客につながると思います。

県においては、新しく機能強化された観光情報センターの利用状況を分析し、その活用に向けどのような取組を行ってきたか、また、私が提案した内容も踏まえ、今後どのように観光情報センターの認知度向上と利用拡大、山形駅周辺のにぎわい創出を図っていくか、観光文化スポーツ部長にお伺いいたします。

次に、県立高校の魅力ある情報発信の推進について質問いたします。

先日の代表質問で県立高校について触れられており、重複する部分もあるかもしれませんが、通告どおり質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

学校基本調査における本県の公立・私立高校の入学者数の推移を見ますと、平成二十七年度の公立入学者数は七千二百名、六九・四％、私立は三千百七十七名、三〇・六％でありましたが、令和六年度の公立入学者数は五千二百四十二名、六一・九％、私立は三千二百二十二名、三八・一％であります。少子化の影響もありますが、公立入学者数は約二千名減少したのに対して、私立は逆に入学者数が増加しております。

先日発表された令和七年度山形県公立高等学校入学者選抜の一般入学者選抜における志願倍率について、全日制と定時制を合わせた全体の倍率は〇・七九倍であり、記録が残る平成十年度以降で二番目に低いという新聞報道がありました。

特に気になったのは、令和七年度に米沢工業高校と米沢商業高校の二校が統合して開校する米沢鶴城高校の倍率です。統合前の米沢商業高校では、直近二年間の倍率は定員を上回っていましたが、統合後の商業系学科の倍率は〇・九一倍と低下し、特に工業系学科は全ての学科で低い志願倍率となっています。

加えて、国会の政党間で協議され合意に至った高校授業料の無償化が実現された場合、公立高校の定員割れはさらに深刻な問題になることが想定され、今後の県立高校再編にも大きな影響を与えかねません。

このような中、令和五年二月定例会で吉村知事は、「教育現場におきましては、市町村・産業界との連携やICTの活用による授業内容の充実など、魅力ある県立高校づくりを推進し、次代の『やまがた』をつくる人材の育成・確

保を図ってまいります」と発言され、新規事業で魅力ある県立高校づくり推進事業費を予算化されました。

事業内容として、一、今後の効果的な取組みに向けたアプローチ、二、「産業系高校」の魅力向上、三、「地域の高校」の魅力向上、四、訴求力の高い多様な広報戦略の展開として、令和六年度も継続して取り組まれたと理解しています。

この事業の目的として、外部専門家のアドバイスや県立高校に対するニーズ把握、産業界・市町村等との連携やICTを活用した授業内容の充実等により魅力ある県立高校づくりを推進し、次代の「やまがた」をつくる人材の育成・確保を図るとしておりますが、対象となる生徒、保護者、地域に対して魅力向上を目指す取組とその成果を分かりやすく示していくべきと考えます。

また、高校教育に関する意識調査を拝見すると、調査結果の内容で、中学生が受けた教育について「四年制大学まで」が三九%と最も高く、専門学校、短期大学、大学院を含めると七一・七%が高校卒業後の進学を希望する結果となっています。中学生が高校を選ぶとき重視する項目として、「大学等への進学が有利であること」が四四・二%と最も高く、さらに、高校に進学する場合にどの学科で学習したいかの設問では、七〇・三%が「普通科」と回答しています。一方、高校教育に望むことについての設問では、「自分の興味・関心や進路希望に応じて、学びたい教科や科目が選択できる教育」が五一%と最も高い回答となっています。

この調査から、中学生は自分の興味・関心から課題を見つけ出し学びを深めたいと望んでいると考えられます。高校の学びや特色が中学生や保護者に十分理解され、中学生の興味・関心や自分の将来の夢に応じた高校選びができるようにする必要があると考えます。

中でも、人口減少が進む地方にとって、地域に高校があり、地域を支える人材を地元で育成することは持続可能な社会の観点からも大変重要なことと考えています。中学生が地元の高校へ進学するように高校側も魅力化を進めておりますが、その魅力が中学生に十分伝わっていない実態もあります。高校と中学校が連携したキャリア教育の充実や中学校における適切な進路指導の後押しとなるよう、中学校の先生方が地元の高校のよさを知る機会も必要ではないでしょうか。また、高校が地元中学校や自治体と一緒に地域課題に取り組む活動を通して、地域から認められ必要とされる高校になると考えます。

そこで、これまで進めてきた県立高校の魅力化や特色化を中学生や保護者にどのように伝え、その内容を中学校の先生が進路指導にどのように生かしていくのか、教育長にお伺いいたします。

最後に、警察車両の配置対応について質問します。

山形県内には十四の警察署と百か所以上の交番・駐在所が存在し、警察官同様に県民の安全と社会の秩序を守るために、多岐にわたる重要な目的を持って警察車両が運用されています。

皆様御認識のとおり、その目的は犯罪の予防と検挙、交通安全の確保、地域住民の安全安心の確保など多岐にわたり、それぞれの異なる役割に対応するため、警察車両としてパトカー、白バイ、覆面パトカー、機動隊車両、災害対策車両などが存在します。

警察車両の配置は、国において明確な数値基準の定めがないとのことですが、山形県警では警察車両の配置について、一、地域の実情に合わせた配置、二、多様な活動に対応できる配置、三、効率的な運用、四、柔軟な対応などを考慮し、警察活動の効率性や地域の実情に合わせて、県独自に配置計画の策定を行っているのでしょうか。

近年多発する災害発生時においては、被害情報の収集、救出・救助、避難の誘導、交通規制、犯罪の予防・取締り、県民への情報伝達などの多岐にわたる警察活動を行うものと承知しています。これら各種警察活動のため、真っ先に現場に急行することが想定されるのは白黒パトカーと考えられますが、県警のホームページ等によると、セダン型やコンパクトタイプのパトカーが多く配備されているように感じます。

実際に警察が所有する警察車両を確認したところ、七百六台のうち、セダン型やコンパクトタイプの車両等が六百七十八台、SUV車両が二十八台との状況です。

昨年の七月豪雨災害や今年のような豪雪時期における巡回パトロール時には、四輪駆動SUV車両が必須であると思われる。

また、能登半島地震の被災地では、セダン型の警察車両では著しく活動が制限されるとともに、活動中のパンクも頻発したとお聞きしております。こうした教訓を踏まえ、今後の大規模災害に備え、災害時の警察活動を停滞させず、かつ警察官の安全も確保できるよう、SUV型の警察車両の配備増強が必要と考えます。内示された令和七年度予算で県警車両の更新及びSUVの整備充実のため、五千三百八十九万円が計上されています。新聞報道によると、大雨や大雪などの際に走破性の高いスポーツタイプ多目的車、SUVを数台導入し、主に一線署に配備するとのことでした。

近年、SUV市場は不整地走行性能を重視したモデルから、都市部での利便性やデザイン性を重視したモデルへと変化しています。例えば、多様なライフスタイルへの対応やステータスシンボルとしての需要に応える車種が人気を集めており、これらのモデルは燃費性能や快適性に優れる一方、不整地走破性や耐久性は必ずしも十分ではありません。

ん。一方、警察車両には、緊急時の走行性能、耐久性、安全性、積載性など多様な機能が求められます。特に不整地走破性は、災害時の対応や山間部での活動において不可欠です。しかし、市場の変化により、警察車両に必要な不整地走破性、耐久性、安全性、積載性を十分に備えたSUVの選択肢が限られており、選択が困難になっています。

今回の車両選考の考え方や今後の配備拡充計画と予算措置対応について、警察本部長にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森田 廣議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

吉村知事。

○知事（吉村美栄子君） おはようございます。ただいま相田日出夫議員より私に、保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業について御質問いただきましたので、お答え申し上げます。

少子化が進行する中、子育て家庭の経済的負担を軽減することは、安心して子供を産み育てることができる環境の整備に向けて、極めて重要であると考えます。

特に低年齢児の保育料は、子育て世帯にとって負担が大きく、女性が就労継続を断念する一因にもなっております。労働力不足が一層深刻化する中、子育てをしながら働き続けることができる環境づくりは、社会全体にとっても大きな経済的効果をもたらすものであります。

このため本県では、令和三年度から政府に先駆けて、ゼロ歳から二歳児の保育料について、政府基準の所得階層八区分のうち、第三・第四階層、推定年収四百七十万円未満の世帯を対象に、市町村と連携しながら負担軽減に取り組んでまいりました。

また、一昨年から、これまでの取組を検証するため、市町村の皆様から丁寧にお話をお聴きしてまいりました。その中では、事業の継続を求める御意見や支援の対象とならない世帯との負担の差を縮小すべきとの御意見が多くありましたほか、政府に対し全国一律での実施を働きかけるよう望む声もいただいたところであります。

こうした御意見を踏まえ、来年度は現行の支援を継続した上で、新たに第五階層、推定年収六百四十万円未満の世帯まで支援を拡充したいと考えております。これにより、支援の対象となる子供の割合は、現在の約四〇%から七五%へと大幅に拡大することとなります。

加えまして、市町村における保育料負担軽減の取組も広がりつつあり、来年度、所得要件を問わず全階層の保育料を無償化する市町村は、現在の七市町村からさらに拡大する予定であります。今回、県が支援を拡充する第五階層につきましても、約八割の市町村で県と同程度の支援が実施され、実質半額以下となる見込みとなっております。また、子育て中の方からも、保育料負担軽減事業により、「経済的サポートを受けているという実感がある」「もう一人子供を持つことを考えるきっかけになった」といった声をいただいております。市町村の皆様には、様々な事情や制約がある中で、県と連携した取組を進めていただいていることに改めて感謝申し上げます。

一方で、保育や教育など全ての子供が等しく享受すべき基本的な施策は、本来、政府が主導して取り組むべきものでありますので、山形県として令和三年度から毎年、次年度の政府の施策に対し提案を行ってまいりました。また、私自身、全国知事会の男女共同参画プロジェクトチームのリーダーとして、政府に対し継続的に提言を行ってまいりました。今後とも県議会の皆様はもとより、市長会や町村会等とも連携し、あらゆる機会を捉えて、政府に強く働きかけてまいります。

県としましては、まずは来年度、市町村と連携して新たな支援拡充策をスタートし、政府の動向も見極めながら、また、市町村の御意見もお聴きしながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

少子化対策は待ったなしの課題であります。本事業を進める中で、保育料無償化を目指す方向性は全く変わっておりません。今後も市町村や子育て当事者の声をお聴きして、「こどもが笑顔の山形県」「子育てするなら山形県」の実現に向けて、全力を尽くしてまいります。

○議長（森田 廣議員） 岡本総務部長。

○総務部長（岡本泰輔君） 山形県職員育成基本方針に基づく人材育成の取組についてお答え申し上げます。

複雑・多様化する行政需要に対応するため、職員には、困難な課題にも果敢にチャレンジする姿勢や、固定観念や前例にとらわれない柔軟な発想、県民や事業者が抱える様々な課題を的確に把握・解決するための現場感覚が強く求められるようになっており、県ではこうした職員を育成するため、令和四年四月に山形県職員育成基本方針を改定しております。

この新たな基本方針では、目指すべき職員像として、「現場感覚、現場対応力」「チャレンジ精神、スピード感、即応力」「リーダーシップ、マネジメント力」の三つを掲げ、その実現に向けて、毎年度の研修基本方針を策定して、職員の能力開発・向上を図ってまいります。

研修実施後には、受講した全ての職員に、研修によって得られた内容や今後の業務に生かせる点などについて受講

報告書を提出いただくとともに、一部の職位においてはさらに深掘りし、受講前と受講後の職員の意識変化や行動変容について把握することを通じて、効果的な能力開発が行われているか検証しております。

また、毎年度の研修基本方針の策定に当たっては、各研修の受講状況のほか、先ほどの受講報告書の内容を踏まえるとともに、担当職員が研修を聴講し実際の研修内容を確認することを通して、課題や研修カリキュラムの見直しの必要性を検討し、DXの推進や多文化共生社会への対応など社会情勢の変化も踏まえながら、新たに実施すべき研修内容を検討するなど、毎年度、必要な見直しを行っているところです。

加えて、より一層現場感覚を持ち、時代に合った人材を育成するため、令和五年度からは、議員からもお話がありました人的資本投資推進事業に取り組み、県内外の先進事例等を学ぶ現場視察への支援や海外短期留学を含めた語学研修を実施するなど、目指す職員像の育成に向けた取組を重層的に進めております。県外視察や海外留学に参加した職員からは、「他県の先進事例を本県でも生かせるようにしたい」「相手を尊重しながらも自分の考えをきちんと伝えることの大切さを学ぶことができた」といった感想が寄せられており、職員の意欲向上や成長実感に寄与しているものと認識しております。

こうした取組を通じて、職員に必要となる研修内容を整備しながら、研修の実施を通して、職員育成基本方針に掲げる目指すべき職員像に向けた人材育成を進めてまいります。

○議長（森田 廣議員） 高橋環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（高橋 徹君） J-クレジット制度の活用についてお答えいたします。

J-クレジット制度は、温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして政府が認証する仕組みであり、事業者等の省エネ・低炭素投資等の促進を図り、資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指すものであります。

県では、この制度を活用して、県の補助金により太陽光発電設備や木質バイオマス燃焼機器を導入した家庭や事業所から、その環境価値を提供いただき、クレジット化して活用するモデル事業に平成二十八年度から取り組んできております。このうち、太陽光発電については都道府県で三番目に早い取組であり、また、木質バイオマスについては都道府県で唯一となっております。これまでの実績としてCO₂換算で累計一万六千五百十二トン分のクレジットを創出し、県内外の企業から御購入いただいております。売却額は総額で約四千八百万円に上っております。この売却額は年々増えており、今年度分は過去最高となる約九百八十万円となり、先日、八社から御購入いただいたところであります。

こうしたクレジットの売却益は、将来の脱炭素社会を担う小中高校生や大学生の環境教育に活用しております。来年度予算においても高校生・大学生を対象としたカーボンニュートラルワークショップの開催やカーボンニュートラル大使として委嘱した児童・生徒グループへの活動支援等に加え、新たに小学生が環境学習で活用できるデジタル教材の制作を予定しており、引き続き有効に活用してまいりたいと考えております。

一方、県内の市町村や民間企業では、取り組める項目に限られていたり、手続きが複雑で難しいといったことから、J-クレジット制度の活用はなかなか進んでまいりませんでした。しかしながら、クレジットを創出できる項目の追加や手続きの簡素化が図られ、県内でも制度活用の動きが出てきております。具体的には、森林資源によるCO₂吸収量をクレジット化して森林整備に活用する取組や、農地に炭をまき、炭素を土壌に貯留することで土壌の質を向上させクレジットを創出する取組も始まっており、今後の拡大が期待されるところです。

また、クレジットの購入者である企業側におきましても、今後、排出量取引制度の導入が見込まれるため、サプライチェーン全体で温室効果ガスの排出削減が求められてくるものと想定されます。こうしたことから、県内企業において脱炭素経営を推進する手段としてJ-クレジットの活用も促してまいります。

県としましては、引き続きJ-クレジット制度を活用して環境教育を進めるとともに、制度活用のメリットや活用事例の紹介を行うなどして、県内における制度活用の普及を図ってまいります。

○議長（森田 廣議員） 柴田健康福祉部長。

○健康福祉部長（柴田 優君） 私からは、元気な高齢者の地域での活動への支援についてお答えいたします。

多くの元気な高齢者が地域で生き生きと暮らせるよう、地域文化の伝承やスポーツ、仲間づくりなどの様々な分野で高齢者が活動し、生きがいや健康づくりを進めることは大変重要と考えております。

こうした中、老人クラブは、その活動の三大運動としまして、「健康・友愛・奉仕」を掲げ、スポーツ大会や美術展をはじめ、地域のニーズに応じた見守り支援や美化活動・交通安全活動などの様々な取組を通して、地域において大切な役割を担っております。

一方で、県内の近年の会員数は、毎年三千人程度ずつ減少しており、加入対象の六十歳以上の人口に対する加入率は、令和六年度で五・九%まで低下しております。加入が進まない理由の一つとしまして、「老人クラブ」という名称に抵抗がある方も多いと言われております。ただし、法令上においては、老人福祉法の中で「老人クラブ」という名称が明示されており、「地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図る」と規定され

ております。

山形県老人クラブ連合会では、愛称を「きららクラブ山形」として対外的に使用しておりますが、同会からは課題として、クラブの中でも世代による意識の違いがあることや、豊富な知識や技術を持ちながら地域で活躍できる人材として知られていない等の理由から、地域における活動が進まない旨を伺っております。他方、県内の市町村では、八割以上が任意の名称や愛称を使用し、例えば、朝日町では全ての区域で「長寿クラブ」の名称で活動しております。

いずれにしても、名称にかかわらず、元気なシニア世代の方々が地域社会の担い手として活動にやりがいや生きがいを感じ、地域づくりに大切な役割を担っていただきたいと考えております。それには、市町村や関係団体との協働が重要と考えており、今年度は市町村のクラブの役員等を対象としたセミナーや市町村等職員を対象に、地域とクラブとのつながりを深める研修会を開催したところであります。

加えまして、「きららクラブ山形」の御要望を踏まえ、新年度は会員加入に向けた仲間づくりリーフレットの作成やホームページによる広報啓発の拡充を図るほか、新たに地区ブロック単位にアドバイザーを派遣し、クラブと地域とのつながりを支援する事業を進めてまいります。こうした取組を通して、子ども食堂や公民館などでの世代間の交流、活動の充実が図られるものと期待しております。

県としましては、今後も「きららクラブ山形」の御意見をお聴きしながら、市町村や関係団体、地域の方々と連携し、元気なシニアによる地域活動の促進を図るとともに、クラブの在り方についても共に検討するなど必要な支援を行ってまいります。

○議長（森田 廣議員） 大泉観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（大泉定幸君） やまがた観光情報センター機能強化後の状況についてお答えいたします。

インバウンドをはじめ国内外の観光需要が回復する中、県都の玄関口である山形駅直結の県観光情報センターにおいては、より多くの観光客が訪れ、本県の観光情報を手にしていただくため、これまでの観光案内機能に加え、「美酒県山形」の魅力を直接体感できる県産酒の試飲コーナーを新たに設置するなど、昨年四月にリニューアルしたところです。

このコーナーについては、親しみを持って利用いただけるよう、山形弁で「気軽に、ちょっとだけ」を意味する「やまがた酒巡り Chetto（ちえっと）」の愛称を冠し、常時、日本酒が三十銘柄、ワインが十二銘柄となる合計四十二銘柄の県産酒を試飲できるようにしております。

今年度は、県内の酒蔵やワイナリーの関係者による銘柄酒の誕生秘話や県産酒に合うつまみを紹介するイベント「飲みmonth（マンス）」を毎月第三土曜日に開催しているほか、これに合わせた県産品の直売会の実施や、霞城セントラルを会場に開催される「寒鰯まつり」等の各種イベントとの連携などにより、県産酒ファンの拡大や山形駅西口周辺のにぎわい創出にもつながっているものと考えております。

このような取組の効果もあり、観光情報センターの今年度の入り込みは、二月末までで前年度と比べ二倍となる二十一万人を超える来館者数となっております。

「Chetto」においては、これまで述べ一万七千人を超える方々から御利用いただき、そのうち女性の利用は四割を超え、最近では外国人利用者も増えております。このため、女性にも分かりやすいお酒の紹介メニュー表の作成や外国語の案内表示を設置するなどの対応を行い、お客様からは「旅先で好みのお酒を探すのが楽しい」「山形は日本酒のイメージがあるが、おいしいワインがあることも知ることができた」などの声をいただいております。

一方、新幹線などで来県された県外の方へのさらなる周知や、ビジネス客にも利用していただくための営業時間の見直しなど、課題もあると認識しております。

県としましては、利用者のニーズに応じた営業時間の延長など、指定管理者である県観光物産協会とともに利便性向上の検討を行ってまいります。加えまして、ＪＲ東日本と山形市の協力を得て山形駅連絡通路内に観光情報センターの案内表示の設置を進めるほか、気軽に立ち寄りやすい施設として、ＳＮＳなど様々な媒体を活用した情報発信を行い認知度向上を図るなど、「Chetto」を活用した観光情報センターの利用拡大に向けた取組を進めてまいります。

○議長（森田 廣議員） 高橋教育長。

○教育長（高橋広樹君） 県立高校の魅力ある情報発信について答弁を申し上げます。

県立高校が進学先として選ばれるためには、中学生が県立高校の特色や魅力を知り、興味関心を持ってもらうことが必要です。このため、県教育委員会では、ターゲットを明確にしながら県立高校ならではの特色や魅力の効果的な情報発信に努めているところであります。

具体的には、まず、県立高校の魅力を知ってもらうため、昨年度から新たに、県立高校の強みとも言える探究型学習等豊かな学びや多様な学科・教育課程に係る情報はもとより、充実したＩＣＴ環境、学習や悩みなどに対するきめ細かなサポート体制、さらには、中学生の大学進学志向を踏まえ、全ての県立高校に大学の指定校推薦があることな

どを盛り込んだパンフレットを作成し、今年度は県内の中学生全員に配付するとともに、保護者にも御覧いただき、また、中学校における進路指導での活用を促しているところであります。

また、中学生が自らの興味関心を基に県立高校について調べられるよう、今年度新たに、県立高校を一元的に検索できますポータルサイトを開設し、リニューアルした各高校のデジタルパンフレットのほか、生徒自身による学校紹介動画、さらには、学校選びのポイントの一つとも言われております制服の紹介など、中学生の興味関心をかき立てる内容の掲載に努めているところであります。来年度はさらに、産業系学科ならではの学びの面白さや楽しさを紹介する動画を新たに掲載するなどコンテンツを一層充実してまいります。加えて、インスタグラムをはじめSNSを活用した日常のショート動画や学校行事のライブ配信など、中学生にとって高校生活が身近に感じられる親近感のある情報のタイムリーな発信にも引き続き取り組んでまいります。

さらに、県立高校の魅力を中学生に実感してもらうことも大切なことから、昨年度から、各高校が開催いたしますオープンスクールや学校説明会、産業系高校の体験入学について、時期を早める、回数を増やすなど、各高校の特徴を直接見て、肌で感じてもらえる機会の充実を図っているところであります。また、県教育委員会職員が中学校に直接出向き、対面で説明を行う出前講座につきましては、今年度計三十八回実施し、県立高校の魅力や地元高校の特徴を中学生はもとより進路指導に当たる教員に直接説明しております。来年度は、出前講座の実施回数を増やしますとともに、中学校教員に県立高校の授業や実習の様子を実際に見ていただくことについて提案するなど、教員の理解促進とコミュニケーションの強化を図ってまいりたいと考えております。

県教育委員会といたしましては、県立高校がより多くの中学生から進学先として選ばれるよう、引き続き様々な工夫を重ねながら、その魅力の積極的かつ効果的な発信に努めてまいります。

○議長（森田 廣議員） 水庭警察本部長。

○警察本部長（水庭誠一郎君） 警察車両の配備につきお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、県警察では、計七百六台の車両を保有してございまして、全ての交番や駐在所にパトカーを配備して、有事に即応できる体制を確保するなど、各所属における警察活動に必要な車両を効率的に配備してございます。

まず、警察車両の配備につきましては、車両の老朽化など一定の更新基準に基づき、毎年、警察庁予算による更新を行うほか、県財政当局に対しても車両整備に係る予算要求を行い、必要な車両の配備に努めているところでございます。また、降雪期における機動性を確保するため、県警察保有車両の六八％、すなわち四百八十二台を四輪駆動車とするなど、本県特有の地理的事情を踏まえた配備を実施してございます。このうち、SUV型車両は二十八台保有しており、機動隊や複数の警察署等に配備してございます。

次に、SUV型車両の整備充実に向けた車両選考の考え方や配備計画等につき申し上げます。

SUV型車両に関しては、通常の乗用車と比べ悪路走破性に優れ、災害警備活動や豪雪地帯での活動等に従事する警察職員の安全確保に資するとともに、被災情報の収集や被災者の救出・救助活動等、多岐にわたる警察活動に対応できる性能を期待しております。車両選考においては、そうした点を十分に勘案してまいりたいと考えております。

現在、県警察では、令和六年能登半島地震や昨年発生した大雨災害等を踏まえ、災害警備活動における警察職員の安全確保と被災地への迅速な出動に資するSUV型車両の整備を進めておりますが、警察署の規模や、警察署管内市町村での災害発生時に孤立する危険性のある集落の数などを総合的に勘案し、警察署に配備が必要なSUV型車両は二十九台と試算したところでございます。現在、県警察が保有するSUV型車両全部で二十八台でございますが、そのうち警察署に配備しておりますのは十六台でございまして、二十九台から十六台引きまして十三台が警察署にとって不足しているところでございますので、その整備を計画してございます。

なお、これら十三台については、SUV型の白黒パトカーを念頭に置いております。令和七年度につきましては、限りある予算の中で、先ほど申し上げた警察署における配備必要数、孤立危険性のある集落数及び現在運用しているSUV型車両の配備状況等を検討し、七台のSUV型車両の整備に係る所要額を予算案に計上してございます。残る六台、十三台から七台引いた残る六台につきましても、令和八年度以降、早急に必要な所属にSUV型車両を配備できるよう、県財政当局と引き続き協議を重ね、計画的に配備を拡充し、警察職員の安全対策を踏まえた災害警備活動の高度化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（森田 廣議員） この場合、休憩いたします。

午前十一時十五分再開いたします。

午前 十一時 三 分 休 憩

午前 十一時 十五分 再 開

○議長（森田 廣議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑及び質問を続行いたします。

六番石川正志議員。

○六番（石川正志議員） 皆様おはようございます。議席番号五番から六番になりました、県政クラブ所属石川正志でございます。質問の機会をいただき、感謝の気持ちを持って一般質問に臨みたいと思います。

吉村県政五期目がスタートしております。知事におかれましては、五つのチャレンジを掲げ、昨年七月豪雨災害対策を最優先としているものの、その中には、「誰もがいきいきと働ける山形県」「県民一人ひとりが輝く山形県」など将来的に県民に夢や希望を抱かせる内容であると捉えております。楽しい山形、魅力ある山形に向けた施策を展開しなければ、若者のふるさと回帰は図れないと私は思っております。

それでは、通告に従い質問いたします。

まずは、県立新庄病院のこれまでの取組について質問いたします。

最近の医療環境を取り巻く情勢は厳しいものの、新庄病院では、「仁、愛、和の心をもって、地域住民に信頼と安心を与える医療を提供し、最上二次保健医療圏唯一の中核病院として使命を果たす」といった基本理念の下、八戸院長を中心として、令和五年十月から新病院が運営されております。

新庄病院の特徴といたしましては、新庄病院、最上八市町村、最上保健所が密に連携して、医療と介護・福祉に対する患者と家族からの様々な要望や相談に対して一元的に切れ目のない対応をしている総合患者サポートセンター、また、二十四時間三百六十五日、迅速な救急医療の提供が可能な地域救命救急センターなどが挙げられます。この地域救命救急センターにおける夜間・休日の初期救急医療体制は、新庄市最上郡医師会が初期診療を担っており、まさに地域の医療機関と連携した取組を実践しているところでございます。

新庄病院は、新病院開院から約一年四か月が経過し、通年の運営成果が評価できる段階になったと考えますが、具体的にはどのような成果があったのか、また、さらに事業を進めていく上での課題はどのようなものなのか、阿彦病院事業管理者に伺います。

次に、来年度以降の新しい取組に関して伺います。

周知のとおり、最上地域において、新庄病院は唯一出産できる病院となっておりますが、産後鬱がコロナ禍を経て倍増したなどの報道もあり、今後、産後ケアの重要性はますます高まっていくものと考えられます。

産後ケア事業は、今年度までは母子保健医療対策総合支援事業として各市町村が実施しているものです。令和三年四月一日に施行された母子保健法の一部改正により市町村の努力義務とされたことから、令和五年度では一千五百四十七の自治体が実施しており、この事業の優位性または必要性は、去る十二月定例会においても伊藤香織議員、江口暢子議員も質問を通して指摘しております。

私がここで取り上げたいのは宿泊型であり、これは病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会を提供するとともに、産後鬱などメンタルケアが必要な方への支援や育児サポートなど、よりきめの細かい支援を行うものです。現在、最上地域の市町村は宿泊型を実施しておりませんが、仮に宿泊型の産後ケアを受けるのであれば、自分が出産した病院でケアを受けるのが、母親にとっても子供にとっても安心できるものと考えております。そのためには、地域内で唯一分娩可能な医療機関である新庄病院の市町村への協力が必要不可欠であると考えますが、こうした新しい取組に対して、阿彦病院事業管理者はどうお考えなのか伺います。

次に、山形県行財政改革推進プラン二〇二五・仮称について質問をいたします。

昨年六月定例会において、県政クラブを代表し、阿部ひとみ議員が、現行の行財政改革推進プランに基づく取組の成果と次期プラン策定に向けた方向性について質問を行いました。そのフォローアップといたしまして、先般、執行部より示されましたが、山形県行財政改革推進プラン二〇二五・仮称案に対して伺いたいします。

これまでの行財政改革では、効率化、削減ありきで、人件費も含め経費の削減に取り組んでこられたものと思いますが、昨今の物価高騰や賃上げといった社会情勢もあり、もはや削減の方向性だけでは限界に来ているのではないかと思います。

一方で、削減した予算や職員をカバーするべく、デジタル化等の手法を導入し、業務の効率化を進められているものと思いますが、複雑化・高度化する行政需要に対し、対応に苦慮しているのが現実ではないでしょうか。私は、むしろ職員数を増やしてもいいくらいだと考えております。

こうした意味において、新しい行革プランでは、この人手不足の時代において、少ないマンパワーでどう仕事を回していくかに着目しており、副題にもあるとおり、「人口減少時代における山形県行財政運営の基本方針」を示すものとして、私は一定の評価をするところでございます。

さきに述べました物価高騰をはじめ、災害の激甚化・頻発化や高齢化・孤立化への対応など、優先して対応していかなければならない課題は山積しているものの、吉村県政五期目の四年の間で、私は楽しい山形をつくり上げ、誰も

が夢や希望をかなえることができる地域づくりをしていかなければならないと考えております。

このような観点から、県職員も当然のことではありますが県民であり、夢と希望を持って楽しく仕事をしてもらいたいと私は考えております。これが、ひいては県民サービスの向上につながると思います。このような県庁内外の好循環の流れを創造するために、まずは県庁で働く皆さんが県民のために誇りを持って働くことができる環境を整えていくことが重要であります。

また、定年引上げについては、給料が減るのは仕方ないと思いますが、長年、県行政に携わってきた方の高いスキルを生かし切れないとするならば、非常にもったいないと思います。経験値や人脈など、これまで培ってきたノウハウを生かせるようにすることが重要と考えます。

さらには、カスタマーハラスメントへの対策も重要であると考えます。特に公務員は、民間企業と違い、住民の要求を断りづらい位置に置かれており、カスタハラが若年層の離職の一因になるのではないかと危惧しています。

このように、県職員の職場環境を取り巻く環境が変化している中、様々な行政課題に迅速かつ的確に対応していくためには、次期改革プランは大変重要なプランであると考えますが、その目玉となる項目は何なのか、岡本総務部長に伺います。

次に、二地域居住促進法改正による本県への影響と今後の移住・定住施策の展開について質問いたします。

この質問は、先輩議員の御配慮もありますので、一段ギアを入れて行いたいと思います。

地方への人の流れの創出・拡大を通して地域の活性化を図るため、二地域居住者向けの住まい・なりわい・地域住民との交流のための環境整備等を内容とする広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律が、令和六年十一月一日に施行されました。

国土交通省のホームページによれば、二地域居住のメリットとして、実践者にはゆとりある生活や心・体・健康などの癒し、企業としては働き方改革、社会貢献、新規ビジネスの展開などが挙げられております。一方、受入れ側のメリットとして、人材不足の解消、コミュニティの活性化、地方自治体として遊休農地などの解消、地域に新たな仕事生まれるなど経済効果が挙げられております。

この法改正による事業の展開は、都道府県が二地域居住に関係する広域的地域活性化基盤整備計画を策定すると、市町村が二地域居住の促進に向けた具体的な施策を盛り込む特定居住促進計画を作成できるようになります。

また、市長村長は、二地域居住促進に関する活動を行うNPO法人や民間企業を特定居住支援法人に指定できます。これにより、空き家情報や仕事情報、さらにイベント情報などを提供する支援法人が活動しやすくなるという効果があります。

総務省の二〇二四年人口移動報告によれば、本県の転出超過は三千八百七十六人で、年代別では、二十歳から二十四歳が五一・九%となっており、進学や就職のために転出していると推察されるところであります。本県において、人口減少対策は喫緊の課題となっています。法改正に基づく二地域居住促進は、まだ始まったばかりの制度であり、定住人口確保についての即効性はありません。しかしながら、市町村・民間組織と連携し、一体的に受入れ環境、空き家等を活用した拠点を整備することにより、確実に関係人口の増加が期待できます。

昨年、県政クラブ有志で山形県東京事務所に伺い、首都圏からのUターン者の状況を調査いたしました。「やまがた暮らし・しごとサポートセンター」には、令和五年度で延べ二千四百五十七件の相談があり、東京事務所管内の企業誘致に向けた訪問も一千件を超えているとのことでした。単に山形県への進出を促すだけの企業訪問より、企業が自社の福利厚生向上につながる社員の癒しなど、二地域居住促進によってつくられた拠点などを売り込むことで、本県の持つ優位性をさらに発信できるものと考えます。

二地域居住促進法改正の影響とこれらを踏まえた今後の移住・定住施策の展開について、小中みらい企画創造部長の御所見を伺います。

次に、やまがた緑環境税の現在の取組と今後の展開について質問いたします。

山形県では、森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮を図るため、平成十九年四月からやまがた緑環境税を導入しています。

また、国では、温室効果ガスの削減や災害防止等を図るための財源として、平成三十一年四月に森林環境譲与税が創設されています。

やまがた緑環境税においては、森林整備など「環境保全を重視した森林施策の展開」、県民参加の森づくりなど「みどり豊かな森林環境づくり」、さらに、森林・自然環境学習の推進など「豊かな緑を守り育む意識の醸成」の三つの柱で事業が成り立っています。

一方、国の施策である森林環境譲与税のほうは、令和五年度、総額五百億円のうち、市町村に四百四十億円、都道府県には六十億円譲与されております。県内市町村においては、これを活用し、同時に創設された森林経営管理制度における森林所有者の意向調査や、その準備作業となる航空レーザー測量、森林境界の明確化などを実施していると

いった報告を受けているところです。また、県では、市町村が取り組む施策への支援をはじめ、高性能林業機械のレンタル経費への支援や担い手の育成などに活用されていると承知しております。

令和三年十月に出された、やまがた緑環境税の評価・検証についての資料を拝見しました。総括の部分で、やまがた緑環境税の創設目的、森林環境譲与税を活用した取組の進捗状況など市町村の実情及び意見等を踏まえ、令和四年度以降も、やまがた緑環境税と森林環境譲与税との併存による効果的な事業を展開することが言及されておりますが、どのように取り組んでこられてきているのか、高橋環境エネルギー部長に伺います。

また、評価・検証の資料では、令和八年度までの対応方針として、荒廃のおそれのある人工林や、活力が低下した里山林などへの対応も掲げられております。令和七年度当初予算を見ても、やまがた緑環境税の柱となっている「環境保全を重視した森林施策の展開」の一環として、間伐や森林作業道の整備などの貴重な財源となっており、県民から預かるやまがた緑環境税は、約六・六億円の税収見込みとなっております。

やまがた緑環境税の使途については、やまがた緑環境税評価・検証委員会を設置し、毎年、事業効果の評価・検証等を協議しており、さらに、やまがた緑環境税条例附則に基づき、五年ごとに制度や仕組みの点検、見直しを行っております。

今回の見直しは令和八年度を予定されていると聞いておりますが、貴重な財源を県民の理解を得ながら、より効果的に活用していくために、脱炭素社会の実現に向けた施策への活用など、時代の潮流を捉えた柔軟な使途が求められているものと考えますが、高橋環境エネルギー部長の所見を伺います。

次に、第五次農林水産業元気創造戦略の考え方について質問いたします。

農林水産業は、私たちの日々の暮らしを支えている、欠かすことのできない大事な基盤産業であります。

国内の食料事情を申し上げますと、主要品目である主食用米については、令和五年産米の不作傾向などから昨年夏に米不足となり、令和六年産の新米が出回ってから米の価格の高騰が続いております。また、今年一月には、キャベツが一玉千円になったという報道がありました。実際は異常気象で生産が不安定になったことが原因なのですが、いかにも農家がもうかっているかのような報道などもあり、困惑しているところでございます。生産資材高騰に加え、頻発する気象災害もあり、農家は変わらず厳しい状況にあります。国民の皆様には、もっと適切な表現でお伝えしていただきたいと思うところであります。同時に、食料生産の不安定さは、私たちの生活に直結する問題であり、食料の安定供給は当たり前ではないということを私たちは考えなければいけないのではないのでしょうか。

さて、本県の農業現場に目を移しますと、温暖化の影響が出ております。一昨年、想定外の高温に見舞われ、主食用米の一等米比率が過去最低になるなど、品質が大きく低下いたしました。昨年は、本県果樹の代表格であるサクランボが、高温の影響で質、量とも前年を大きく下回りました。

さらに、農林水産業における最も深刻な問題は、就業人口の減少と高齢化で、食料供給県として一刻も早く解決しなければならないと考えております。一方、農地は就業者数ほど減少していないため、潜在的な食料供給力はまだまだ担保されていると思いますが、農林水産業は一朝一夕にできるものではなく、今後、現在頑張っておられる事業者の離職が進めば、食料供給がままならなくなるのではないのでしょうか。

現在、令和七年度以降の本県の農林水産業に関する施策の方向性を示す、第五次農林水産業元気創造戦略の案が公開されております。共通目標として「未来を拓く『人』と『技術』」が躍動する、新時代の農林水産業の展開」が掲げられております。

我々県政クラブにおいても高橋淳議員を座長として「やまがた農林水産所得向上・元気戦略会議」を昨年三月に立ち上げ、関係機関・関係団体との調査検討を踏まえ、昨年十二月十三日に吉村知事に提言してまいりました。次期農林水産業元気創造戦略に関しては、一次産業に関わる事業者も期待しているところでございますので、この第五次戦略について、農林水産業が直面しているこれらの課題を踏まえ、共通目標の達成に向けてどのように取り組んでいくのか、星農林水産部長に伺います。

元気創造戦略でございますので、星部長におかれましては、読んで字のごとく力強い答弁を期待するものであります。

次に、東北農林専門職大学における教育の状況について質問いたします。

農業従事者の減少・高齢化、デジタルトランスフォーメーションの進展、世界的な気候変動による持続可能性への高まりなど、農業を取り巻く環境は大きく変化しております。

こうした中、優れた技術力と経営力、国際競争力を身につけ、農林業のリーダーとなる人材の育成と現場の課題解決、関連産業の振興に向けた研究などを行い、農林業の持続的発展と地方創生に資することを目指し、昨年四月、東北初の公立の農林業系専門職大学である東北農林専門職大学が開学いたしました。

学識、経験ともに豊富な教授陣の下、恵まれた環境の中で、将来の農業・森林業を担うリーダーとなるべく、学生の皆さんは日々一生懸命学んでいるものと思います。

また一方で、学生が、新庄まつりなどの地元行事に参加するなど、地域との連携・交流も積極的に取り組まれているものと聞いております。

さらには、地元住民も、大学において開催される各種セミナーに参加したり、大学図書館を利用したりするなど、様々な機会に大学に足を運んでいるとのことで、東北農林専門職大学が開学したことにより、これまでなかった学生と地域住民の交流や、にぎわいが生まれております。

また、来年度は、農業や森林業の経営体の下で実習を行う、臨地実務実習が始まることから、地元だけではなく県内各地域との交流が加速することが見込まれ、山形県の活性化の一翼を担う新たな拠点として、東北農林専門職大学の今後に大きな期待を寄せているところです。

そこで、今年度における学生の学びの状況や地域との連携、さらに学生募集の状況や来年度の取組について、星農林水産部長にお伺いいたします。

最後に、内水面における養殖業の振興について質問いたします。

海面漁業においては、近年の気候変動等による漁場環境の変化に伴い、これまで主に庄内浜の漁業を支えてきたスルメイカなどの大幅な漁獲量の減少が続いているのは周知のとおりであります。また、内水面漁業においてもアユなどの漁獲量が不安定な状況となっております。温暖化等による環境変化に比較的左右されない、されにくい育てる漁業のシェアを増やす取組が今後重要になってくるものと思います。

先日、米沢市にある山形県内水面水産研究所で、山形県の魚「サクラマス」とニジマスの交配種である県が開発したニジサクラの養殖の現状についてお話をお聞きしました。

ニジサクラを育てるためには、河川水や湧き水を利用し、良質かつ大量の水が必要とのことです。一方、コイなどはニジサクラほどの水量は必要なく高水温にも強いとお話でした。

サケ・マスは日本人が好む味であり、山形県の御当地サーモンニジサクラのこれからの振興も大事ですし、コイなどに関しても、古くから山形の郷土料理の一つともなっており、事業者にとっては、養殖魚の候補の一つになるものと考えております。

そこで、「食料供給県やまがた」として、内水面における、育てる漁業である養殖業の振興についてどのような考えを持っておられるのか、星農林水産部長に伺います。

また、昨年度、農林水産常任委員会の県内視察で、鶴岡市三瀬にあります県栽培漁業センターで海面、内水面の放流用種苗生産の現場を見させていただきましたが、塩害で鉄骨が相当傷んでおり、建物自体の経年劣化が相当進んでいるものと感じました。

先日、お話を聞きに行った県内水面水産研究所も建築から四十年以上経過しており、経年劣化が進んでおります。内水面の育てる漁業を進めていく上でも、このような栽培施設や研究機関は重要な施設であり、施設や設備の老朽化によって試験研究や種苗生産に影響が出ないとも限りません。つきましては、老朽化しているこれらの施設についてどのようにお考えなのか、星農林水産部長に伺います。

以上、壇上からの質問といたします。同僚議員の皆様、御清聴いただきましてありがとうございました。

○議長（森田 廣議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

阿彦病院事業管理者。

○病院事業管理者（阿彦忠之君） 県立新庄病院のこれまでの取組と新たな取組についてお答えいたします。

新庄病院の移転改築後の運営状況については、地域救命救急センターや総合患者サポートセンターの新設などにより患者数が増加し、おおむね順調に推移しております。

地域救命救急センターは、救急搬送件数が新病院開院前と比較して一年間で百五十七件増加し、率にして約六%の増加が見られます。これは北村山など最上地域以外からの搬送が増えたことに加え、常勤の救急科専門医を配置し、救急車の受入率いわゆる応需率が高まったことが主要要因と考えております。また、同センターの専用病床では、重症患者の緊急入院を積極的に受け入れ、容体が安定次第、一般病棟に移るという流れを定着させたことで、最近では九〇%を超える高い稼働率を維持しております。

患者の入退院支援や相談などに対応する総合患者サポートセンターでは、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行う在宅医療・介護連携拠点を併設したことで、退院する患者に適した介護サービスの情報を迅速に入手できるようになり、退院調整が円滑に進むようになりました。さらに、地域の介護サービス事業者との連携も深まりまして、患者の退院後の様子を直接お聞きする機会が増え、今後は、病状が重症化する前に医療機関の受診や再入院を促すことが可能になると期待しております。

一方で、課題としまして、最上地域における開業医の高齢化、生産年齢人口の急激な減少による医療・介護分野での担い手不足などが挙げられており、このような状況の中で、最上地域唯一の基幹病院として、地域の医療提供体制

を維持していくための役割が求められています。具体的には、開業医等と連携しながら専門性の高い医療提供の中心的な役割を果たすため、かかりつけ医からの紹介患者を中心に専門的な検査や治療を行う紹介受診重点医療機関を目指しており、状態が落ち着いたらかかりつけの先生のところに逆紹介するという病診連携の取組を一層強化してまいります。

次に、新しい取組としての宿泊型の産後ケアについては、産婦人科の空きベッドを有効活用し最上地域の産後ケアのサービス充実に協力する観点から、病院内において検討を始め、市町村と協議を進めているところです。新庄病院で実施する場合、担当した助産師による育児相談や各診療科の医師の診察など付加価値のあるサービスを提供できると考えられますので、管内の市町村と協議・調整の上、令和七年度中に実施できるよう準備を進めてまいります。

県立病院を取り巻く経営環境は大変厳しい状況ではありますが、直面する地域課題にも目を向けながら、地域完結型医療の中核として地域の皆様に安心・信頼・高度の医療を提供することにより、県立病院としての役割・使命を果たしてまいります。

以上でございます。

○議長（森田 廣議員） 岡本総務部長。

○総務部長（岡本泰輔君） 山形県行財政改革推進プラン二〇二五についてお答えを申し上げます。

本県の人口は、本年中に百万人を割ることが見込まれており、また、国立社会保障・人口問題研究所の令和五年十二月の推計によりますと、二〇五〇年には約七十一万人となると推計されております。

このように少子高齢化を伴う人口減少が加速する中で、本県の職員についても、近年、職員採用試験の受験者数が減少傾向にあることや、現職員の年齢構成から今後十年程度は必要採用者数の増加が見込まれることから、人手不足問題が深刻化するおそれがあります。そのため、今後も必要な行政サービスを提供し続けるには、依然として厳しい財政状況に対応することに加えて、業務の見直しや効率化により生産性向上を図ることや、人材を確保・育成し、定着させることが大きな課題になると認識しております。

そこで、これらの課題に対応するため、次期行革プラン、山形県行財政改革推進プラン二〇二五・仮称は、「仕事・組織」「人」「行財政基盤」「DX」の四つの視点で構成しております。

視点の一つ目「仕事・組織」では、業務の量と手間の縮減や効率的で柔軟性のある組織体制の整備など、人口減少や県民ニーズに対応した仕事や組織体制の見直しを推進します。視点の二つ目「人」では、職員のウェルビーイングの実現を図ることで、組織力の強化を進めてまいります。視点三つ目「行財政基盤」では、歳入の確保、歳出の見直しを図り、限られた資源を必要な施策に集中できるよう、持続可能な行財政基盤を確立してまいります。視点の四つ目「DX」では、行財政改革の取組を支える土台としてデジタル化による業務の効率化を進めてまいります。

特に、視点の二つ目「人」については、次期行革プランで新たに着目したポイントであります。職員一人一人が働きがいや働きやすさを実感できるような取組を進め、職員の定着と活躍を推進し、組織パフォーマンスの向上を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、職員のモチベーションアップにつながるオフィス改革やTPOを踏まえた通年輕装化の取組「やまがたコンフォートビズ」、職員のエンゲージメント、所属する組織や仕事に対して自発的に貢献したいという意欲を持ち、主体的に取り組めている状態をいいますが、この向上のための取組などを推進してまいります。また、定年引上げに伴う高齢期職員の活躍や、外部からのハラスメントを含めたあらゆるハラスメント防止の取組についても推進していくこととしております。

第四次山形県総合発展計画による県づくりのためには、次期行革プランにおいても行財政資源の選択と集中、不断の見直しを続けていくことが不可欠であります。

今後、県議会、県民の皆様からも丁寧に御意見を伺いながら、年度内の策定に向け検討を進めてまいります。

○議長（森田 廣議員） 小中みらい企画創造部長。

○みらい企画創造部長（小中章雄君） 二地域居住促進法改正による本県への影響と今後の移住・定住施策の展開についてお答え申し上げます。

二地域居住については、従前より別荘の所有や郊外における週末農業など、全国的に一定程度普及してきたものと承知しております。本県においても、移住後も東京などでビジネスを継続され、双方の地域を行き来している方もいらっしゃるし、また、空き家の維持管理のために定期的に帰省している方なども、二地域居住の一つの形態に含まれるものと認識しております。

コロナ禍を経て、テレワークの普及により働き方が多様化し、移住までは難しくとも、二地域居住なら可能な都市部の若者・子育て世帯を地方に呼び込み、地域の活性化につなげていくことを主眼に、政府は、広域的地域活性化法を改正して、二地域居住の促進に関する枠組みを整備いたしました。

具体的には、二地域居住を行うに当たっての課題は、住まい・なりわい・コミュニティとなることから、市町村

が主体となり、市町村や県、関係者から成る協議会を組織して、二地域居住者用の住宅やコワーキングスペース等の施設を整備するための計画を策定し、事業を推進します。計画策定のメリットとしては、政府の補助金等の重点的な支援を受けやすくなることや、住宅地へのシェアオフィスやコワーキングスペースの設置について、建築基準法の用途規制の特例許可を受けることができることなどが挙げられます。

県では、昨年十一月の法施行を受け、年末に市町村を対象とした意向調査を実施いたしました。その結果、三市町において来年度以降に計画を策定する予定があり、うち一市においては、計画策定に向けた調査検討のため、今年二月末が申請期限の国土交通省のプロジェクト実証事業に応募したとのことでした。

県といたしましては、総合支庁連携支援室の職員が協議会に参画し、必要な助言を行ってまいります。また、みらい企画創造部において、個別の市町村計画を総括した県計画を策定する必要があると考えていますので、迅速に対応してまいります。

あわせて、現在も本県の移住相談窓口において二地域居住に関する相談対応を行っておりますが、移住相談件数に比べると数は少ない状況ですので、こうした市町村の動きと合わせて、本県の移住交流ポータルサイトや移住のガイドブック、首都圏における移住フェア・相談会を活用し、山形暮らしの魅力について発信してまいります。

今、二地域居住に関心を寄せていらっしゃるのは、主に若者・子育て世帯と伺っておりますので、来年度から拡充いたします本県独自の若者・子育て世帯移住支援金をアピールするなどして、本県を拠点とする二地域居住や本県への移住につなげてまいりたいと考えております。

○議長（森田 廣議員） 高橋環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（高橋 徹君） やまがた緑環境税の現在の取組と今後の展開についてお答え申し上げます。

やまがた緑環境税は、森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策の実施を目的として、平成十九年度に導入しております。森林からの恩恵は広く県民が享受することから、県民税均等割の超過課税として、荒廃のおそれのある森林の整備や県民みんなで支える森づくりなどの事業に充当しており、令和五年度までの実績では、森林整備は二万五百六十ヘクタール、県民参加の森づくりには延べ八十六万人から御参加いただいているところです。

また、事業を適正かつ効果的に進めるため、外部委員によるやまがた緑環境税評価・検証委員会を設置し、委員より御意見をいただきながら事業を実施しております。さらに、やまがた緑環境税条例に基づき、五年ごとに条例の施行状況や社会経済情勢の変化等を勘案し、検討を加え、現行制度を継続してきております。

一方、国税である森林環境税及び森林環境譲与税は、温室効果ガス吸収源等としての重要な役割を担う森林を支える仕組みとして、平成三十一年に創設されており、森林環境税は令和六年度から徴収が開始されましたが、森林環境譲与税は、これに先立ち令和元年度から市町村と県に配分されております。市町村では、この税を、所有者による経営や管理が適切に行われていない森林を市町村が仲介し、適切な担い手につなぐ仕組みである森林経営管理制度に基づく森林の整備や林業の担い手育成、木材利用の促進等の施策に活用しており、県では、市町村の施策の支援等に活用しております。

この森林環境譲与税の創設を受け、令和三年度のやまがた緑環境税の見直しにおいては、やまがた緑環境税の事業対象地から、市町村が森林経営管理制度に基づき、経営管理を行う森林を除外することと整理し、二つの税財源を活用して森林の整備を進めていくこととしました。

令和八年度の検討に向けては、やまがた緑環境税の活用事業の基本的考え方である税条例の目的に合致すること、緊急または重要であり効果が広く県民に及ぶ公益性が高い新規または拡充施策であること、他の特定財源が充当されていない事業であることについては踏襲する必要があると考えております。これは、超過課税として広く県民に御負担いただいていることや、税收の使途の透明性を確保すべきといった制度創設時の議会での議論や附帯決議も踏まえて、厳密に運用していく必要があると考えています。

やまがた緑環境税は安定した財源ではありますが、税收は限られており、森林整備の要望や、市町村、NPO、ボランティア団体、企業などによる県民参加の森づくり活動へのニーズは依然として多い中であって、既存事業は必要と考えられますが、そうした中でも、脱炭素化のさらなる推進など時代に即した見直しも必要であることから、令和八年度に向けて、やまがた緑環境税評価・検証委員会の中で検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森田 廣議員） 星農林水産部長。

○農林水産部長（星 里香子君） 私には三問御質問いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、第五次農林水産業元気創造戦略の考え方についてお答えいたします。

本県の農林水産業の現状を見ますと、農林漁業者の高齢化、後継者不足はこれまで以上に加速しており、今後、担い手の大幅な減少は避けられない見込みです。また、農山漁村の人口減少はより顕著であり、集落機能が脆弱化しております。

さらに、温暖化の進行に伴い、毎年のように発生する高温や大雨などの異常気象が、農林水産物や生産基盤に大きな被害をもたらしております。

こうした厳しい状況の中、第五次農林水産業元気創造戦略・案の策定に当たっては、農林漁業者や関係団体など、様々な方々の御意見をお聴きしながら、丁寧に検討を進めてまいりました。

この第五次戦略は、今後十年間程度を見据えつつ、直近の四年間で取り組む具体的なプロジェクトをまとめたものでございまして、その共通目標として「未来を拓く『人』と『技術』が躍動する、新時代の農林水産業の展開」を掲げたいと考えております。

この共通目標は、農林水産業を取り巻く環境がかつてないスピードで変化する時代の中で、担い手を中心とした多様な人材を含む「人」の力と、スマート技術に代表される最先端の「技術」の力を最大限に高め、生かすことで、直面する課題を乗り越え、新たな農林水産業を展開していくというものでございます。

共通目標の達成に向けては、柱となる五つの基本戦略を設定し、その取組の方針を示しております。

基本戦略の一から三は農業分野の柱で、基本戦略一は「人口減少に対応した生産性の高い農業経営と持続可能な農村の形成」、基本戦略二は「気候変動に対応した環境と調和のとれた農業生産への転換」、基本戦略三は「稼げる農業の実現に向けた戦略的な生産・流通・販売と産業連携」としております。基本戦略四は森林分野の柱として「『やまがた森林ノミクス』の加速化」、基本戦略五は水産分野の柱として「付加価値の高い持続可能な水産業の実現」としております。

この基本戦略には、分野ごとに、本県の農林水産業の目指す姿を数値で示す目標指標を設定しておりまして、また、具体的な施策を推進するに当たり、五十のプロジェクトを設定するとともに、重要業績評価指標・KPIを設定し、進捗を確認しながら進めることとしております。

県といたしましては、第五次戦略の目指す姿である「環境の変化に対応できる持続可能な食料供給県やまがた」、そして「農林漁業者が豊かさを実感し、誇り・夢・希望が持てる農林水産業」のこの二つの目指す姿の実現に向けて、農林漁業者、関係団体、市町村等の関係者の方々の力を結集して、しっかり取り組んでまいります。

続きまして、東北農林専門職大学における教育の状況についてお答えいたします。

東北農林専門職大学は、昨年四月の開学から間もなく一年を迎えようとしております。この間、新庄市にあるキャンパスを中心に、学生たちは地域との交流を深めながら、充実した学生生活を送っております。

農業経営学科では、稲作、果樹、野菜、花卉、畜産の生産管理に関する基礎的な知識や技術を学ぶとともに、圃場での農作業の実習を行っております。また、森林業経営学科では、森林の調査方法、造林技術など森林資源の生産管理を学ぶとともに、刈り払い機、チェーンソーなど必要な機械の実習を行っております。これらを通じて、自分が将来経営したい分野に対する理解を深めているところです。

また、大学では、多様な主体との連携を重視しており、今年度は県内農業系高等学校や、農林業関係機関・団体、農業機器メーカーなどとの間で人材育成や技術開発等に関する連携協定を締結しました。こうした協定の締結に基づきまして、例えば地域の農業法人の下で、現場の課題を学ばせていただくなど、まさに、地域ぐるみで学生の育成に御尽力いただいているところであります。また、県内高校の探究学習に教員を派遣したり、一般市民向けの公開講座を開催するなど、地域の高校生や住民の皆さんの学びにも貢献しております。

さらに、学生たちは新庄まつりなどのイベントに参加したり、舟形町の地域おこしプロジェクトに参画したりしまして、地域活動の経験をしているほか、学生自らが県内のFM放送の番組に出演したり、オープンキャンパスにおいて大学生活を紹介したりするなど、積極的な情報発信も行っているところです。

来年度に向けた学生選抜については、既に総合型選抜、指定校推薦型選抜が終了しており、先週実施した一般選抜の志願倍率は三倍となりました。来年度も定員四十名を満たす見込みとなっております。

開学二年目となる来年度は、新たな入学生を迎えさらに活気が出てくるものと思います。そして、二年生については、専門職大学教育の核となる臨地実務実習が始まります。二年次から四年次まで毎年三十日間、実習先で過ごし、技術だけでなく、経営理念や経営戦略なども学ぶこととなります。実習先としては、大規模な稲作経営体、果樹、野菜の経営体、スマート林業を担う林業経営体など、三百を超える県内各地の多種多様な優れた経営体から選択することとなります。

さらに、海外の大学や先進的な農林業の現場への短期滞在実習を通して、グローバルな視点で農林業経営に取り組む素養を身につける教育も実施してまいります。

今後も地域としっかり連携しながら、本県の農業・森林業の未来を担う人材の育成に努めてまいります。

最後に、内水面における養殖業の振興についてお答えいたします。

本県の内水面養殖業は、ニジマスやコイなどを中心に食文化として地域に根差してきましたが、令和五年の生産量は百三トンで、三十年前の一三%に、養殖事業者数は五十三経営体で、同じく二二%に大きく減少しております。そ

の主な要因は、嗜好の変化による需要の減少と、それに伴う経営の悪化が考えられ、さらに近年は、餌となる配合飼料の価格高騰など養殖業を取り巻く環境は厳しさを増しております。

このため、県の内水面水産研究所では、養殖事業者の経営継続と安定化を図るため、新たな養殖魚種ニジサクラの開発や、コイ養殖の低コスト・高付加価値化などに取り組んできました。

まず、ニジサクラですが、ニジマスの甘露煮や塩焼き用のニーズが減少する一方、生食に対応できる大型サーモンの需要が高まったことから、新たな養殖魚となる大型マスの開発がニジマス養殖業者から望まれたことを踏まえ、内水面水産研究所がニジマスとサクラマスを交配させたニジサクラを開発し、令和五年四月に本格デビューしました。ニジサクラは、魚病や養殖の難しさなどから生産量が伸びない、生産コストが高いなどの課題があることから、ニジサクラブランド推進協議会を立ち上げ、生産・流通・販売の関係者の御意見をお聴きしながら、生産量や販路の確保に向けた検討を進めているところです。

また、コイの養殖における配合飼料の価格高騰への対応として、餌に飼料用米を用いることで、コストの低減を図るとともに、脂の乗りがよい、付加価値の高いコイを生産する技術を開発し、養殖事業者に普及指導を行っております。

ほかにも、養殖事業者の創意工夫で生産額の向上や経営の安定化を図るための取組に対し、オーダーメイド型の補助金で市町村と協調して支援を行っているところです。

引き続き、養殖業に関わる皆様のお声をお聴きしながら、経営の安定化に向けた技術開発や成長産業化に向けた支援を行い、養殖業の振興を図ってまいりたいと考えております。

一方で、内水面水産研究所は、養殖用種苗の供給や、養殖技術の開発と普及指導、魚類防疫対策、新たな魚種の開発など内水面漁業・養殖業の振興を図る上で重要な役割を担っております。また、栽培漁業センターも、内水面における重要魚種であるアユの放流用種苗の供給基地となっております。いずれの施設とも、建設から四十年以上が経過しており、老朽化に伴い修繕が必要など目立ってきております。今後も、これらの施設がその役割をしっかりと担っていけるよう、必要となる施設の修繕や整備について検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森田 廣議員） この場合、休憩いたします。

午後一時再開いたします。

午後 零時 十七分 休 憩

午後 一時 零 分 再 開

○議長（森田 廣議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑及び質問を続行いたします。

十八番佐藤正胤議員。

○十八番（佐藤正胤議員） 自由民主党の佐藤正胤です。県議会議員となり二年目、二回目の一般質問の機会をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

この二年間、地域の皆様的心声を県政に反映させ、よりよい山形県とするために、微力ながら働かせていただいております。県議会議員として活動する中で、地域の声を、県民の声を県政に反映させるためには、幅広い視野と知識、様々な角度からの多様な視点が必要であると感じています。私自身も、県議会議員としてまだ一期目二年生であり、まだまだ至らないところばかりではありますが、自身の活動においても、広い視野と多様な視点を持つことを心がけ、知識を深める努力を惜しまず、県民の声を真摯に受け止め、その声を県政に反映していけるよう、さらなる努力を重ねてまいりたいと思います。

それでは、様々な視点から六つの項目について質問をさせていただきます。

初めに、知事の五期目の公約を受けての県政運営の方針について質問いたします。

吉村知事におかれましては、一月の知事選挙において、あったかい県政の考え方を貫き、見事五期目の当選を果たされました。誠にありがとうございます。さきの相田日出夫議員の質問でも触れられましたが、全国の知事の中でも五期目以上の知事は五人、この五期目以上の五人の知事を年齢順にすれば、我が山形県の吉村知事が最も年長であります。長期にわたり山形県政を牽引してきたことからすれば、山形県民が、それだけ吉村知事の手腕を認めていることの表れだと思います。

これまで吉村県政として四期十六年の間、着実に県政運営を行う一方で、県内における少子高齢化を伴う人口減少には歯止めがかからず、山形県の人口は、少子化や若者の流出などの影響で減少の一途をたどっています。

令和五年十二月、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は、五年に一度まとめる地域別将来推計人口を公表いたしました。二〇二〇年に百六万八千二十七人であった山形県の人口は、二〇五〇年には三三・四％減の七十一万八千三百三十八人になると発表されました。衝撃的な推計数値に目を疑ったのは、私だけではなかったはずです。

山形県の人口減少率三三・四％は全国で六番目、さらに、庄内地域からは十萬都市がなくなり、私が暮らす鶴岡市は、三七・一％減少の七萬六千九百六十八人となるとの推計でありました。

今、時代は急速に急激に変化しています。また、自然環境も地球温暖化の影響を受け大きく変化し、災害が激甚化・頻発化している状況にあります。こうした時代の変化や、災害をはじめとした様々なリスクに対応する必要がある上に、我が県の基盤産業である農業政策への対応や、人口減少による人手不足の課題への対応、外国人材の活用をはじめ多様性を受け入れる社会への対応、少子化対策や高齢者、障がい者などへの福祉政策への対応、事業の効率化を図るためのDX、ICTへの対応など、多くの変化への対応が必要な状況になっています。

県民の命と財産を守るため、防災・減災対策、県土の強靱化、持続可能なインフラの整備なども重要であることは言うまでもありませんが、様々な変化に応じ、柔軟に政策を展開していく必要があると考えます。

知事は、このたびの選挙戦において、「チャレンジ五・〇」として五つの公約を公表しておりますが、この公約を見る限りでは、これまで取り組んできた事業を継続して実施する方向であるものとお見受けをいたしました。しかし、知事のお気持ちの中には、五期目となる吉村県政の中で、現状の課題を解決するために既存の政策を安定的に実行するほかに、県政を前に進めるためのビジョンと新たな政策や取組についても具体的に考えていращやることと思えます。

そこで、今回の選挙で公表した公約を踏まえ、どのようなビジョンの下で今後の県政に当たられるのか、また、その中で、新たな取組や重点化する取組はどのようなものがあるか、知事にお伺いいたします。

次に、行財政改革を進めるためのデジタル化の推進について質問をいたします。

午前中の石川正志議員の質問にも行財政改革の質問がございましたが、私からはより具体的に、行財政改革を進めるためのデジタル化の推進について質問をさせていただきます。

急速に社会が変化の中で、特に急激な変化・進展をしているのが、DXやICT、AIの活用の取組だと感じています。社会全体がデジタル化の恩恵を受け、便利で幸せな生活を営むためのツールとしてDX・ICT化を進めていく必要があり、県民の皆様が幸せに暮らせる社会の構築を目指して、デジタル技術を有効に活用する必要があります。県内のデジタル化の進展を図るためには、まず、山形県庁内のDX・ICT化を進める必要があるものと考えます。県庁内部でのデジタル化の推進は、事務事業の効率化をはじめ、人口減少時代における人手不足の深刻化や、持続可能な行財政システムを構築するためには必要不可欠であり、行財政改革を行う上でも強力に推進する必要があるものと考えます。

先日、自民党会派のICT・DX推進議員連盟にて、自治体DXの取組を学ぶため、二日間の日程で研修に行っておりましました。初日は、衆議院議員の河野太郎元デジタル大臣から時間を取っていただきまして、国のデジタル化推進の方向性など貴重なお話を伺っておりましました。

河野議員のお話の中では、マイナンバー等を有効に活用することで、国民みんなが使いやすいデジタル環境の整備が必要なことや、教育、福祉、医療など様々な分野でデジタル化を進めることで、国民がより便利な暮らしを送ることを目指す必要があること、デジタル化の進展を加速化させるためにも、例えばデジタル庁と自治体との人事交流なども積極的に進める必要があること、また、デジタル化を進めるに当たっては、デジタル化の内容をいかにアナログの方式で、アナログの力で伝え、周知できるかが鍵であり、例えば、スマホが得意な世代である地域の中高生が先生になって高齢者に教える機会をつくるなど、デジタル化を進める上ではアナログなコミュニティの力も必要であるなどのお話も伺っておりましました。

さらに翌日には、DXの取組の先進県である茨城県庁と茨城県議会に伺いまして、行財政改革と自治体DX推進に向けた取組について学ばせていただきました。

茨城県庁では、業務の効率化を進めるための電子決裁一〇〇％の取組や、働き方改革のためのテレワーク制度の充実、テレワークが円滑にできるデジタル環境の整備、また、業務のデジタル化として、電子申請の推進や押印廃止、電子公印の導入、許可証などの電子交付、併せてペーパーレスの推進、さらには、デジタル技術でできることはデジタル技術に任せる取組として、RPA、ロボティック・プロセス・オートメーション、これ定型業務の自動化のことではありますが、この導入推進、また、二十四時間三百六十五日問合せ可能なAIチャットボットの導入など、積極的に自治体DXを推進しておりましました。

茨城県では、電子決裁率は九九・九％、ほぼ一〇〇％を達成しておりまして、持ち回りの決裁がなくなることで、意思決定が格段にスピードアップしているほか、テレワークを推進するために、職場パソコン持ち帰りでの在宅勤務やWi-Fiルーターの貸出しも実施し、さらにはRPAの導入により、百五の業務で年間換算七万八千六百四十四時間の業務時間を削減するなど、行財政改革の視点からも確実に成果を上げておりましました。

こうした取組は、ぜひ山形県でも取り入れる必要があると感じてまいりました。私も行政経験者でありますので、行政事務独特の定型業務について、RPAにより自動化し、省力化を行った点に関しては、大変関心を持ったところ

でありました。

さて、山形県庁内においても、引き続き厳しい財政状況や今後深刻化が懸念されるマンパワー不足に対応するためにも、行財政改革を強力に推進する必要があります。特に、県庁内のデジタル化による業務の効率化を図ることは、職員のワーク・ライフ・バランス、働きがいの向上にもつながり、ひいては県民サービスの向上や県内全体のデジタル化の推進にもつながるものであると考えます。

行財政改革を進める上で、県庁内のデジタル化をどのように推進していくのか、その基本的な考え方や方向性について総務部長にお伺いをいたします。

続いて、防災意識の醸成と防災教育について質問をいたします。

全国的に大規模な災害が頻発している状況を踏まえ、県民の防災意識の醸成を図り、自助、共助、公助を一体として防災の取組を推進するため、平成二十九年三月には、山形県防災基本条例が公布・施行されています。また、県では、具体的な防災・減災対策を実施するため、山形県地域防災計画や山形県災害時広域受援マニュアルなどを策定されています。さらに、事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画を平成二十八年三月に策定、令和三年三月には、この計画の見直しを行っているわけであります。このほかにも、県民の防災意識の向上や事前防災、また、災害時の対応のために、防災教育の支援や防災士養成研修講座、防災スキルアップ研修会や防災セミナーなど、防災意識の醸成に積極的に取り組んでいるものと認識をしております。

さて、こうした防災教育、防災意識の醸成のための拠点となるのが、三川町にあります山形県防災学習館であります。防災学習館については、昨年の九月定例会一般質問において江口議員が質問をしていますが、私からも、防災学習館の現状を踏まえ、不具合箇所の早期の修繕、根本的改修計画の有無などについて質問させていただきます。

山形県防災学習館は、平成十年四月に開館し、以降、令和七年一月までに二十一万八千五百九十二人の方々から来館をいただいている防災教育の拠点となる施設となっています。これまで庄内・最上地域の皆様を中心に、県内全域、また県外からも小中学生や自治会など多くの皆様から来館をいただき、防災について学ぶ大変重要な施設になっていることは言うまでもありません。

しかし、この防災学習館は、経年劣化から老朽化も目立ちまして、特に地震体験装置は、令和五年の一月に故障、休止してから二年間稼働していない状況にあります。このほかにも、一一九番通報訓練装置の四台あるうちの三台が故障しているなど、防災学習館としての機能を十分に果たしているとは言えない状況にあります。

これだけ災害が頻発化・激甚化している中で、さらには地震大国日本において、地震の怖さを体験できる地震体験施設は、防災学習館の施設の中においても特に重要な体験施設の一つであるものと思います。そんな地震体験施設が、稼働しなくなって丸二年間も放置されているために、来館者からは「何度来ても故障中。一体いつ修復されるのか」という声が上がっています。防災館のホームページには「現在、当館の地震体験装置が故障中で体験ができません。復旧については未定です」との記述があるだけです。

先日、防災学習館に伺ってまいりました。地震体験装置の故障の原因は、地下ピット内での浸水によるもので、浸水原因となっている箇所は、隣接する消防学校と防災学習館をつなげる渡り廊下の地下ピットで発生しているということまで判明している状況であると伺ってまいりました。故障の原因を解明することを理由に、状況を見守るばかりでは、修繕が必要な箇所は直るはずがありません。修繕に向け、復旧に向けてアクションを起こさなければ、直るものも直りません。

県民の防災教育を進め、防災意識の向上を図る上で重要な施設である山形県防災学習館について、地震体験装置の早急な修繕を求めるとともに、今後、根本的な建て替えや、VR装置など最新の機器を導入するなど、様々な工夫が考えられると思いますが、防災学習館については、どのような方針で維持管理、整備を進めていく計画なのか、具体的なお考えを防災くらし安心部長にお伺いいたします。

次に、県内の港湾整備の考え方についてお伺いいたします。

酒田港をはじめ県内の海岸部には、規模は様々であるわけですが、三つの港湾が存在します。県内の港湾では、堆積物を取り除くしゅんせつ工事が必要であったり、岸壁や護岸の老朽化や季節風による越波の被害が発生するなど、様々な課題を抱えています。

こうした中で、基地港湾に指定され、今後、風力発電事業に関連した整備が進む予定である酒田港においては、これまでも航路・泊地のしゅんせつ事業による船舶の航行安全性の確保や、防舷材や係船柱の整備による外国籍大型クルーズ船の寄港の受入れ、東ふ頭交流施設の改修による地域住民や観光客の利用促進、防波堤の整備による港内の静穏度の向上など、様々な整備が実施されてきました。現在は、洋上風力発電に用いる巨大風車を組み立てて積み出す拠点とするため、三万トンの部材を積める大型貨物船が着岸できる長さや水深を備え、一平方メートル当たり約三十五トンの重さにも耐える岸壁などを二〇二七年、令和九年度末までに整える工事を実施しているわけであります。

さらに、酒田港は物流の拠点でもあり、昨年には酒田港と博多港や門司港を結ぶ内航航路が開設され、山形県内に

おける国内貨物の新たな輸送ルートの選択肢が加わりました。物流業界の人手不足への対応や、モーダルシフトによる脱炭素化へ貢献するものと期待されています。

基地港湾となり、風力発電事業に取り組む、この機をチャンスと捉え、これまで実施をしてきた酒田港の様々な機能強化策や環境整備を十分に生かすためにも、気候変動や海洋の変化にも対応した新たな防波堤の整備促進や、さらなる酒田港の機能強化に向け、国に対し各種事業のスピードアップを訴えていく必要があるのではないのでしょうか。

庄内地区の発展、さらには山形県の総合的な発展を考える上で、酒田港の整備は重要な事業であると考えます。これまでの酒田港の整備状況を踏まえ、今後の酒田港の整備促進に対する県のお考えをお伺いいたします。

また、県内屈指の漁獲量を誇る鼠ヶ関港においては、冬期間の越波により、港内に停泊している船舶が凍結し、不具合が発生し、ひどい場合は越波により船舶が破壊されるなどの被害が発生しています。この状況については、私も県土整備部の皆様と一緒に、現地にて確認をさせていただいております。

鼠ヶ関港の越波対策についてどのような対応を検討しているのか、また、事業を進めるに当たって地元の皆さんや漁業関係者とのような協議をされたのか、併せて県土整備部長にお伺いいたします。

次に、発達障がいのある子供たち、また、その保護者や家族に対する支援体制についてお伺いいたします。

発達障がいをはじめ、障がいのある子供たちへの支援に当たっては、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠であり、一層の推進が求められています。特に、教育と福祉の連携については、学校と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所などとの相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されており、こうした課題を踏まえ、各地方自治体の教育委員会や福祉部局が主導して、支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、文部科学省と厚生労働省では、「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」を発足し、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を展開しています。

山形県においても、山形県発達障がい者支援センターを中心に、山形県内に住む発達障がいのある子供たちやその御家族が安心して地域で暮らすことができるよう、関係施設及び関係機関と連携しながら、相談支援、発達支援、就労支援及び普及啓発と研修を行っていることは認識をしています。

先日、障がい児を持つ親の会の代表の方々、また、発達障がいをはじめ、障がいを持つ方々を受け入れている施設の代表の方々と懇談する機会があり、多くの課題や要望を様々伺ってまいりました。皆さんからは、発達障がいや障がいのある方々の問題・課題は一樣でなく、それぞれの問題・課題がとても深いし、その幅も広いが、こうした障がいを持つ方々の深くて幅広い問題・課題に対して、発達障がい者支援センターをはじめ、各相談機関や行政が対応し切れていない部分があることや、教育と福祉の連携が不十分で、学校は学校の考え方、福祉は福祉の考え方で縦割りであり、相談は聞いてもらえるが、なかなか解決につながらないこと、また、国、県、市町村の縦の連携不足に加え、障がい児、障がい者を持つ保護者や家族に対する支援が不足していること、さらには、根本的な課題として、どこに相談をしていいかわからないなどの相談窓口の周知方法など、様々な課題や要望を伺ってまいりました。

発達障がいを持つ子供たちへの支援策については、県で展開している各種支援策と、現場で実際に障がいを持つ子供たちと向き合っている保護者や家族との間に、支援策の在り方、考え方にギャップがあるように感じます。このギャップを埋めるためにも、県においても、現場の意見や要望を十分に聴取する必要があるのではないのでしょうか。

山形県では、発達障がい者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の相互連携を深めながら、地域の実情に応じた体制を整備するために、発達障害者支援法に基づき、山形県発達障がい者支援施策推進委員会を設置しておりますし、また、目的を同じにする発達障がい者支援センター連絡協議会と併せて開催していることは認識しております。

こうした発達障がいを持つ子供たちへの支援体制の構築に努力を重ねていらっしゃる行政や医療、福祉、教育関係者の皆様のこの御努力には敬意を申し上げますが、発達障がいを持つ子供たちやその保護者、家族の深くて幅広い課題に対して、県ではこれまでどのような対応を行ってきたか、また、今後の支援体制はどのように考えているのか、さらには、相談窓口や発達障がい者支援センターの充実など、支援環境の整備も必要なことでありますのでどのように進めていくのか、併せて健康福祉部長にお伺いをいたします。

次に、県有財産のうち、未利用、利用されていない財産の処分と活用の促進についてお伺いいたします。

山形県では、平成二十六年度から令和五年度までの十年間を計画期間とした山形県県有財産総合管理基本方針を定め、県民に対する行政サービスを将来にわたって維持向上していくため、経営的な視点に立って、県有財産の総合的な管理・活用を図るとして、歳入とトータルコストの目標指標を設定し、県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減、県有財産の有効活用、県有財産の総量縮小に努めてきたものと認識しています。

さらに、令和四年には、山形県行財政改革推進プラン二〇二一に合わせた形で、計画期間を令和六年度まで延長し、今後三十年にわたる県有施設の維持管理・更新等に係る経費の試算を記載するなど、必要な改訂を行い、一般財産、

インフラ資産、公営企業資産の長寿命化と維持管理コストの低減、有効活用、総量縮小の取組を行っている」と認識しております。

こうした管理によって、県有財産は有効に活用されていると思いますが、県有財産の中には、利用されていない施設や土地も多く存在するものと思います。今後も、県営施設の建て替えや移転等が計画されていると思いますが、また、学校、病院等の移転、統廃合なども含め、すぐには利活用されない財産が増加することが予想されます。実際に廃校になった高校であるとか、建て替えとなった病院跡地やその他の県立の施設など、これら利用されていない県有財産については、最低限の管理はしているようですが、建物であれば廃屋感が漂い、野生動物のすみかとなる可能性もあります。

基本方針の重点項目では、安全対策の視点も含めた、利活用が終了した建物の計画的な解体、売却困難地について、貸付けなどの利活用促進手法の検討などの記載があるようです。利用されていない財産の有効活用や売却の促進には、こうした計画等はもちろん大切なわけですが、様々なアイデアを生かすためにも、計画やルールにとらわれずに、できるだけ規制を緩和して民間の力を積極的に活用するなど、柔軟で新しい発想が必要だと考えます。

山形県では、新たな県有財産総合管理基本方針の策定を行っているとのことでした。新たな基本方針において、県有財産のうち、利活用されていない財産を有効に活用するための工夫や、売却や貸付けの促進に向けたどのような検討をしているのか、新たな基本方針の方向性とその内容について総務部長にお伺いいたします。

以上、私の壇上からの質問とさせていただきます。御答弁どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田 廣議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

吉村知事。

○知事（吉村美栄子君） 佐藤正胤議員から私に、私の五期目の公約を受けての県政運営の方針について御質問を頂戴しましたので、お答え申し上げます。

私は、知事就任以来、県民の皆様の幸せと県土の発展を目指して県政運営に当たってまいりました。五期目に当たりましたが、初心を忘れず、県政をさらに前に進めるために、全力で職務に邁進してまいります。とりわけ、自然災害が頻発・激甚化し、また、少子高齢化を伴う人口減少が加速する中で、平時も災害時も、誰もが住みやすい、安全安心な山形県を実現していくことが最優先の課題であります。加えまして、持続的に発展し、次代を担う子供や若者、女性が将来に希望を持てる山形県をつくってまいりたいと考えております。

本県には、豊かな自然や先人から受け継がれてきた優れた文化など、多くの魅力や資源があります。また、本県の歴史・文化の根底には、人と自然との関わりや日々の暮らしにおける支え合いから生まれた「共生」や「共創」という考え方があります。これらの価値をしっかりと引き継ぎながら、新たな創意工夫にも積極的にチャレンジすることで、県民誰もが幸せを実感でき、暮らし続けたいと思える山形県をつくっていくことが重要であります。

県では現在、今後の県づくりの方向性を明らかにするため、第四次山形県総合発展計画の後期実施計画の策定を進めているところです。この計画を土台に、先般お示しした「チャレンジ五・〇」に盛り込んだ施策を強力に推進してまいります。

まずは、「県民が幸せを実感できる山形県」であります。若年層の志向に合った魅力ある働く場の創出・拡大や子育てを社会全体で応援する「こどもまんなか」の社会づくり、郷土愛を育むとともに、子供や若者の多様な可能性を伸ばす質の高い教育環境の整備などを推進してまいります。あわせて、「『県民まんなか』みらい共創力フェ」として、子供や若者・女性、高齢者からも、自らが思い描く将来の山形県について御意見をお聴きし、県政に反映させていくことで、県民の皆様とともに、わくわく感のある未来をつくってまいりたいと考えております。

二つ目は、「安全安心に暮らせる山形県」であります。災害からの早期復旧復興はもとより、河川整備、治水対策の強化や防災士の養成——特に女性防災士を増やしてまいります——、災害発生時のデジタル活用の促進など、ソフト、ハード両面での防災力の強化を県民総ぐるみで推進してまいります。あわせて、地域医療の中核となる病院整備など、超高齢社会に対応した医療提供体制の確保を進めてまいります。また、鉄道の新トンネル整備や空港の滑走路延長を含む機能強化など、県民生活の基盤となる社会資本整備についても前に進めてまいります。

三つ目は、「誰もがいきいきと働ける山形県」であります。産業のイノベーションを促し、その稼ぐ力を向上させていくため、DX、GXなどの新たな技術を用いて付加価値の向上を図ってまいります。また、デジタル等の新たな技術も活用しながら、本県の強みであるものづくり産業や農林水産業の活力を高めてまいります。

四つ目は、「関係人口と交流人口の拡大による元気な山形県」であります。地域資源を活用した多様な観光・交流の拡大により国内外の活力を呼び込むほか、将来的な移住・定住も見据えて、ワーケーションや農業体験、地域活動への参加、ふるさと納税など、あらゆる手段を用いて関係人口を拡大し、本県のファンや応援団を増やしてまいります。

最後に五つ目は、「県民一人ひとりが輝く山形県」であります。包摂性・寛容性を高め、若者・女性、高齢者や障がい者も含めて、誰もがその意欲と能力に応じて活躍できる地域づくりを進めてまいります。人口減少が進む中にある、今後は外国人材の受入れ、定着が不可欠となります。留学生に対するサポートの充実や企業の外国人材採用支援などに取り組みますほか、日本人と外国人の相互理解の促進を図り、多文化共生社会の構築を目指してまいります。

これら五つのチャレンジに取り組むに当たりましては、引き続き現場の声にしっかりと耳を傾けながら、県民の皆様と力を合わせ、総合発展計画の基本目標であります「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」の実現に向けて、歩みを着実に前進させてまいりたいと考えております。

○議長（森田 廣議員） 岡本総務部長。

○総務部長（岡本泰輔君） 私に二点御質問をいただいておりますので、順次お答えを申し上げます。

初めに、行財政改革を進めるためのデジタル化の推進についてお答え申し上げます。

少子高齢化を伴う人口減少の影響により人手不足が見込まれている中、本県の職員についても受験者数が減少傾向にあるなど、今後、県職員の人手不足問題が深刻化するおそれがあります。そのような中で、様々な行政課題に迅速かつ的確に対応していくためには、生産性向上が不可欠であり、業務の見直しや効率化を進めていくことが重要であります。

特に、業務の効率化については、デジタル技術を活用することが有効と考えており、これまで新設住宅着工統計作成業務など十一業務にＲＰＡを導入したほか、ＡＩ会議録作成ツールやウェブ会議の活用などにより、業務の軽減につなげてまいりました。

また、企業や官公庁において活用が進む生成ＡＩについては、令和五年に山形県生成ＡＩ活用方針及び生成ＡＩ利用ガイドラインを策定し、業務への活用を図っているほか、今年度は、専門的な知識がなくても業務効率化アプリを作ることができるデジタルツールを導入し、若手職員を中心とした勉強会でアプリ作成を実践するなど、人材育成にも取り組んでおります。

なお、令和七年度当初予算編成においては、ＤＸの推進や民間活力の活用など、働き方改革に取り組むための特別枠、働き方改革推進枠を設定し、デジタル化による業務効率化を予算面からも推進したところであります。

議員からお話のありました電子決裁については、この枠組みを活用し、服務や旅費事務など既に導入済みのものに加え、新たに文書管理システムの令和八年度導入を目指しており、公文書の適正管理はもとより、業務効率化やテレワークなど柔軟な働き方が一層進められるよう、運用ルールなどの検討を行ってまいります。

最後に、こうしたデジタル化の取組は、業務効率化の強力な手段である一方、実際に成果を上げるためには、並行して業務のやり方をシンプルで合理的なものに見直していくことが極めて重要であります。このため、山形県行財政改革推進プラン二〇二五・仮称の最終案においては、ＤＸの取組を全ての行財政改革の取組を支える土台に位置づけるとともに、重点取組として、事務事業の見直しやデジタル化による業務効率化に力を入れていくこととしております。

人口減少による人手不足が見込まれる中で、高度化・複雑化する行政課題に引き続き的確に対応していくため、事務事業の不断の見直しを踏まえながらデジタル化をしっかりと推進することで、県の業務の効率化と生産性の向上に取り組んでまいります。

次に、県有遊休財産の処分と活用についてお答えを申し上げます。

未利用財産の処分と活用につきましては、まず、財産を所管する部局内での利活用の検討や全庁的な利活用の検討を行い、その結果、県として利活用の見込みがない場合には、次に、市町村等へ情報提供を行い、利用希望がない場合は、民間等への売却や貸付けという手順により行っているところであります。

特に、市町村が公用または公共用として取得する場合は、「議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例」に基づき、価格を二五％減額することもできることとしており、市町村による活用を支援しているところであります。

その結果、令和五年度までの十年間で約二十四ヘクタールの土地を売却し、このうち約半分が市町村への売却となっているところであります。

こうした取組につきましては、令和七年度からの十年間を計画期間として、現在、策定作業を進めている第二次県有財産総合管理基本方針の中でも推進していくこととしております。第二次基本方針では、加速化する人口減少などの社会情勢の変化や、一般的に大規模改修が必要とされる建築後三十年を経過した建物が、延べ床面積割合で全体の約七〇％に達し、十年後には約八九％に急増するなど、老朽化が進み、多くの建物等が更新時期を迎えることから、次の三つの柱に基づき取り組んでまいりたいと考えております。

一つ目の柱となる「県有財産の総量縮小」については、人口減少に伴う行政需要の変化に対応するもので、施設の適正配置を図り、集約化を推進するとともに、庁舎等の合築、利活用が終了した施設の計画的な解体や売却を行うも

のであります。

二つ目の柱となる「県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減」については、建物の維持管理に関するもので、劣化度診断結果に基づく計画的な修繕により施設の長寿命化を図るとともに、民間活力の活用等による効率的な維持管理を推進するものであります。

三つ目の柱となる「県有財産の有効活用」については、新たに県のホームページで県有財産の貸付募集を行うなど、未利用施設や余裕スペースなどの民間への貸付けや企業広告の導入拡大などを推進するものであります。

第二次基本方針について、県議会、県民の皆様からも御意見を伺いながら、年度内に策定を行った上で、経営的な視点に立って、未利用財産の処分と活用を含めた県有財産の総合的な管理・活用について、なお一層の取組を推進してまいりたいと考えております。

○議長（森田 廣議員） 中川防災くらし安心部長。

○防災くらし安心部長（中川 崇君） 防災意識の醸成と防災教育についてお答えを申し上げます。

山形県防災学習館は、災害の疑似体験等を通じて、防災についての知識や技術の普及を図ることを目的に、平成十年に開館をいたしました。以来、幅広い年齢層の方々に利用していただき、防災意識の向上に重要な役割を担っているところです。しかしながら、開館から二十六年が経過し、老朽化により機材の故障も発生しております。

地震体験装置の故障につきましては、防災学習館の地下にある床下ピットが浸水し、起震装置に係る各機器が水没したことに起因するものであり、令和五年一月から体験を休止しております。これにつきましては、施設整備のほか、現在の地震体験装置につきましては、もう製造中止になっておりまして、その入替えを行うには、抜本的な施設の在り方自体を検討していく必要があると考えているところでございます。

なお、この間、限定的ではありますが、通常は県庁に配備し県内市町村の防災学習に活用している起震車を移動させまして、学校の夏休み期間中や冬期を中心として、防災学習館の来館者に御利用いただいているところであります。

防災教育につきましては、令和六年の能登半島地震の教訓や課題を踏まえまして、自助・共助による防災意識の向上に取り組んでいくことの重要性を改めて認識したところでありまして、昨年五月に、地域における防災教育の在り方検討ワーキンググループを設置し、検討を進めてきたところであります。

来年度は、ワーキンググループでの意見を踏まえまして、地域の方々が防災について自ら学ぶ防災学習を推進し、自助・共助の実践に向けた県民の防災意識の向上を図るため、その学びの指針となる、地域における防災学習アクションプランを策定したいと考えております。この中で、学習環境整備の一環として、防災学習館の機能強化やリニューアルの具体的な手法についても検討してまいります。

この検討過程におきましては、防災学習館にVRゴーグルを新たに設置し、デジタル技術を活用した災害疑似体験機会を創出するなど、現在の施設の機能強化に向け、新たな学習方法の実証にも取り組みながら、リニューアルに向けた検討を進めてまいります。

なお、来年度は、能登半島地震で避難所等の停電が長期にわたって発生したケースを踏まえまして、電源供給可能な新たな起震車を導入してまいります。災害時は、避難所等への電源供給による避難所の生活環境改善等に活用していくこととなりますが、平時は県内各地での地震体験の提供に使用します。このため、当面の体験の機会の確保策としまして、現在の起震車を防災学習館に常時設置していく予定としております。

アクションプランの策定によりまして、本県の防災学習に係る基本的な考え方を整理し、学習環境の整備を含めた実効性のある防災教育施策を検討し、展開することによりまして、県民一人一人の災害の自分事化と、地域の防災活動の質的向上、そして、地域防災の担い手となる人材育成につながる防災教育の充実強化に取り組んでまいります。

○議長（森田 廣議員） 柴田健康福祉部長。

○健康福祉部長（柴田 優君） 私からは、発達障がいのある子供たちへの支援体制についてお答えいたします。

発達障がいのある子供が自分らしく成長できるよう、早期に適切な療育等の支援につなげていくことが重要と認識しております。

まず、主に未就学児につきましては、公認心理師の派遣によります児童発達早期コンサルティング事業を活用した、早い段階での発達相談や検査等を実施しておりますほか、市町村の母子保健担当による相談対応などで、地域での適切な支援につなげているところです。

一方、議員からお話のありました、小学校に就学以降の児童生徒を対象とした発達障がいに係る支援体制につきましては、県内全ての小中学校に一名ないし複数名配置されております特別支援教育コーディネーターが、相談窓口としての大切な役割を担っております。具体的には、保護者からの相談対応や担任教師への助言支援のほか、学校内外の関係機関や市町村の福祉担当との連絡調整などを行っていることと承知しております。

各小中学校におきましては、発達障がいをはじめ、特別な支援の必要な児童生徒が増加しておりますことから、様々なケースに対応するためのコーディネーターのさらなるスキルアップが求められておりますほか、教育にとどまらず

福祉サイドなどの関係機関と連携した対応が必要になる場合も見られると伺っております。

このため、県教育局では、コーディネーターを対象とする各地域で開催する研修会におきまして、今後、実践的な事例検討を取り入れるなど資質の向上を図るほか、新たに福祉関係機関との連携の視点を盛り込んだ教職員向けの手引書を作成し、具体的な支援の進め方などについて統一的に周知すると承知しており、教育と福祉の連携がしっかりと進むよう取り組んでまいります。

また、児童や保護者に対する福祉の支援体制としまして、上山市にあります県発達障がい者支援センターでは、相談支援や発達支援をはじめ、県民向けの研修を実施しております。例えば、令和六年度は、公認心理師により、主に保護者向けのペアレントトレーニングの実践的な演習を誰でも参加可能な形で開催するなど、発達障がいの正しい理解や支援方法の普及啓発に取り組んでおります。

加えまして、乳幼児期から青年期に至る各ライフステージを通して、個々の支援に必要な情報を記録し共有いたします「やまがたサポートファイル」につきましては、平成二十七年以降、これまで延べ六千件の配付、活用を行っておりますが、書き方等が分かりにくい旨の御意見を頂戴しておりますことから、認知度の向上と併せて、保護者向けの書き方講座の開催やファイル活用のメリットの周知などにより、さらに普及定着を図ってまいります。

県としましては、発達障がいのある児童生徒お一人お一人に対応した適切な療育や支援が行われるよう、定期的に開催しております発達障がい者支援施策推進委員会等におきまして、各分野の関係の方々から頂戴する御意見をよくお聴きしながら、教育と福祉が相互に実効性のある連携を図り、さらなる支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（森田 廣議員） 小林県土整備部長。

○県土整備部長（小林 寛君） 気候変動による環境変化に対応する港湾整備の考え方についてお答えを申し上げます。

酒田港につきましては、令和二年に改訂した酒田港港湾計画に基づき整備を進めております。現在、国土交通省が主要な防波堤の延伸と改良を、県が航路・泊地のしゅんせつや老朽化した施設の補修・更新などを行っているところです。また、洋上風力発電の基地港湾の整備につきましては、国土交通省が強靱な地盤を有する岸壁と、水深十二メートルの航路・泊地を整備し、県が岸壁前面の波を静穏に保つ防波堤と、風車の資機材を保管できる埠頭用地及びしゅんせつした土砂を受け入れる埋立護岸の整備を行っているところでございます。

一方、酒田港港湾計画に示しているものの、未着手の課題があります。例えば、一年を通して港内の波の静穏を確保するための沖合の防波堤や、バイオマス発電の燃料輸送船とクルーズ船を同時に受け入れるための岸壁の大型化、災害時に大型船による緊急物資輸送を可能とするための岸壁の耐震強化が挙げられます。また、本年二月に計画を変更しました小型クルーズ船を酒田市中心部に近い本港地区へ受け入れるための施設整備についても課題の一つです。

このため、県では、直轄事業による防波堤の整備や既存岸壁の大型化・耐震強化などについて、毎年度、「政府の施策等に対する提案」に盛り込むなど政府に働きかけているところです。また、クルーズ船を本港地区に受け入れるための施設整備につきましては、政府の交付金事業の活用を目指し、進めていきたいと考えております。

加えまして、気候変動の影響により、平均海面水位の上昇や、台風等による高潮、波浪が増大することが報告されており、将来、港湾施設に浸水被害が及び、物流・産業機能に支障が生じるおそれがあります。このため、国土交通省で新たに創設される支援制度を活用し、関係者が協働して気候変動への適応に係る目標や対応等を定める協働防護計画を作成していきたいと考えております。

次に、鼠ヶ関港につきましては、漁船が停泊する弁天島泊地において、近年、波の向きが変動したためか、これまでとは違う場所で護岸を越える波による被害が発生しています。

このため、新たな越波対策施設の設計を進めています。設計に当たっては、地元の皆様や漁業関係者から御意見を伺う場を三回開催いたしました。そこでいただいた御意見を踏まえ、施工性、経済性を総合的に検討した結果、護岸の沖合に積み上げている消波ブロックをかさ上げし、さらに延伸する計画としています。

県としましては、今後とも、気候変動や社会情勢の変化を的確に見定め、国土交通省や市など関係機関と連携しながら、必要な港湾整備を着実に進めてまいります。

○議長（森田 廣議員） 以上をもって通告者の発言は全部終わりました。

質疑及び質問を終結いたします。

○議長（森田 廣議員） 以上をもって本日の日程は終わりました。

明四日から九日までの六日間は議案調査、委員会審査及び休日のため休会とし、十日定刻本会議を開き、予算特別委員長より審査の経過について報告を求めます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 二時 一分 散 会